

平成15年10月3日
総務省

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務の認可

総務省は、本日、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)から申請のあった日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務について、条件を付して認可しました。

認可した業務は、NTT東日本及びNTT西日本の「法人向けIP電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」及び「固定電話発 - 050IP電話着の県間伝送に係る料金設定」の計4件です。

本件については、平成15年8月8日に申請され、同月20日に本件に対する総務省の考え方を公表するとともに、広く関係者の意見を求める観点から、同年9月16日まで意見募集を行ったところです。

総務省では、意見募集で提出された意見を踏まえて審査した結果、「法人向けIP電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」及び「固定電話発 - 050IP電話着の県間伝送に係る料金設定」について、NTT東日本及びNTT西日本の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」に加えて措置を講ずることが必要であると判断し、別紙1(PDF)のとおり条件を付して認可することとしたものです。

なお、申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」については別紙2(PDF)、提出された意見に対する総務省の考え方については別紙3(1、2、3)(PDF)のとおりです。

連絡先：総合通信基盤局 事業政策課
担当：井幡課長補佐、町田専門職
電話： (代表)03-5253-5111
(直通)03-5253-5836
FAX： 03-5253-5838

関係報道資料：

- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務に係る認可申請に関する意見募集(平成15年8月20日発表)

- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務に係る認可申請に関する意見募集の結果(平成15年9月18日発表)
-

NTT 東日本の「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る
料金設定」の業務に係る認可の条件

- 1 NTT 東日本の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT 東日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
- 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J 番号を用いて IP 電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
- 3 NTT 東日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）に用いられる県間・国際伝送区間に係る接続事業者の選定手続について、公平性・透明性を確保すること。
- 4 県間伝送路等を NTT 東日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。

NTT 東日本の「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務に係る認可の条件

- 1 他事業者との同等性を確保する観点から、固定電話発 - 050IP 電話着の通話料割引等の優遇措置を、マイライン登録において NTT 東日本を選択した利用者だけに適用する等、固定電話発 - 050IP 電話着サービスとそれ以外のサービスとを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行わないこと。
- 2 県間伝送路を NTT 東日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。

NTT 西日本の「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の業務に係る認可の条件

- 1 NTT 西日本の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT 西日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
- 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J 番号を用いて IP 電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
- 3 NTT 西日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）に用いられる県間・国際伝送区間に係る接続事業者の選定手続について、公平性・透明性を確保すること。
- 4 県間伝送路等を NTT 西日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。

NTT 西日本の「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務に係る認可の条件

- 1 他事業者との同等性を確保する観点から、固定電話発 - 050IP 電話着の通話料割引等の優遇措置を、マイライン登録において NTT 西日本を選択した利用者だけに適用する等、固定電話発 - 050IP 電話着サービスとそれ以外のサービスとを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行わないこと。
- 2 県間伝送路を NTT 西日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。

「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の業務の実施にあたって、NTT 東日本が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

1 ネットワークのオープン化

法人向け IP 電話サービスの県間通信等の実現にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、法人向け IP 電話サービスの県間通信等に係る料金設定にあたり、新たに構築する設備及び機能はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能としてアンバンドルし、接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

2 ネットワーク情報の開示

法人向け IP 電話サービスの県間通信等にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、法人向け IP 電話サービスの県間通信等に係る料金設定にあたり、新たに構築する設備はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件（多数事業者間インターフェース）が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者は、既に法人市場向けに、所謂直収サービスを提供済みであり、本業務と同様の業務を既に実施していることから、県内の法人向け IP 電話サービスの OSS を必要不可欠なものとして利用することはないと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

4 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり必要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ） お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ） 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - ） ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

5 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の法人向け IP 電話サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の法人向け IP 電話サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

6 関連事業者の公平な取扱い

法人向け IP 電話サービスの県間通信等の実現にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、他事業者との相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

7 実施状況等の報告

（１）～（６）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務の実施にあたって、NTT 東日本が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

1 ネットワークのオープン化

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信網と、他事業者の電気通信網の相互接続により、当社の固定電話から電気通信番号として 050 番号を割り振られた IP 電話への発信を実現するにあたり、他事業者との合意に基づいて、当社がエンドエンドの料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

2 ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信網と、他事業者の電気通信網の相互接続により、当社の固定電話から電気通信番号として 050 番号を割り振られた IP 電話への発信を実現するにあたり、他事業者との合意に基づいて、当社がエンドエンドの料金設定を実施するものであり、新たに構築する設備はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件（多数事業者間インターフェース）

が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、他事業者網と 050 番号を利用した IP 電話サービスを提供する電気通信網との相互接続により提供されることが考えられることから、当社が保有している情報の中に必要不可欠な情報は無いと考える。

なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

4 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ） お客様情報を、競争事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ） 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- ） ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

5 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の固定電話サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の固定電話サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

6 関連事業者の公平な取扱い

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信網と他事業者の電気通信網の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

7 実施状況等の報告

（１）～（６）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の業務の実施にあたって、NTT 西日本が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

1 ネットワークのオープン化

法人向け IP 電話サービスの県間通信等の実現にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、法人向け IP 電話サービスの県間通信等に係る料金設定にあたり、新たに構築する設備及び機能はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能としてアンバンドルし、接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

2 ネットワーク情報の開示

法人向け IP 電話サービスの県間通信等にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、法人向け IP 電話サービスの県間通信等に係る料金設定にあたり、新たに構築する設備はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件（多数事業者間インターフェース）が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者は、既に法人市場向けに、所謂直収サービスを提供済みであり、本業務と同様の業務を既に実施していることから、県内の法人向け IP 電話サービスの OSS を必要不可欠なものとして利用することはないと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

4 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり必要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ・) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ・) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - ・) ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

5 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の法人向け IP 電話サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の法人向け IP 電話サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

6 関連事業者の公平な取扱い

法人向け IP 電話サービスの県間通信等の実現にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、他事業者との相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

7 実施状況等の報告

（１）～（６）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の業務の実施にあたって、NTT 西日本が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

1 ネットワークのオープン化

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信網と、他事業者の電気通信網の相互接続により、当社の固定電話から電気通信番号として 050 番号を割り振られた IP 電話への発信を実現するにあたり、他事業者との合意に基づいて、当社がエンドエンドの料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

2 ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信網と、他事業者の電気通信網の相互接続により、当社の固定電話から電気通信番号として 050 番号を割り振られた IP 電話への発信を実現するにあたり、他事業者との合意に基づいて、当社がエンドエンドの料金設定を実施するものであり、新たに構築する設備はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件（多数事業者間インターフェース）

が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。

したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、他事業者網と 050 番号を利用した IP 電話サービスを提供する電気通信網との相互接続により提供されることが考えられることから、当社が保有している情報の中に必要不可欠な情報は無いと考える。

なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

4 営業面でのファイアウォール

従来から、営業面でのファイアウォールについては、以下のとおり必要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアウォールを確保していく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ・) お客様情報を、競争事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ・) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- ・) ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

5 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の固定電話サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の固定電話サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

6 関連事業者の公平な取扱い

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信網と他事業者の電気通信網の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

7 実施状況等の報告

（１）～（６）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

NTT 東西の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方

1. 法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定

1. 基本的な考え方

意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
条件を付すことにより、NTT 東西の地域電気通信業務等の円滑な遂行、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないものと考えられることから、認可する方向で検討。	【意見 1】 NTT 東西の参入により、料金の低廉化、サービス内容の多様化が期待され、利用者利便性の向上につながるものであることから、認可すべきである。 ○ NTT 東西が IP 電話サービスに参入することによって、これまでの固定電話やマイライン以上にサービス競争、価格競争が起こり、サービス価格が低廉化することは歓迎すべきことであると考えます。 また、サービス内容も多様化することが想定され、ユーザ企業にとってニーズに応じたサービスを選択（もしくは不要なサービスを切り捨てる）ことが可能となり、結果的に通信コストの抑制が可能になると考えます。 【大阪ガス㈱】 ○ 昨今、通信サービスの多様化により便利で廉価なサービスが次々と登場し、企業は情報通信を駆使した IT 化により競争力やサービス品質の向上を図っています。特に VoIP 技術の発展に伴い、企業通信においては、音声電話を IP ネットワーク上で提供する IP 電話サービスが広く一般的なものとなっております。 今回の認可申請については、NTT 東西が IP 電話サービスに参入することにより、より一層のサービス競争の進展が期待でき、利用者としては、サービスの多様化・低廉化とともに、選択の幅が広がるという観点で歓迎すべきことであると考えます。 また、既に競争分野である企業向けの電気通信サービス市場においては、公正競争確保のために一定の規制の必要性は認識するものの、規制緩和による一層の競争促進が利用者利便に大きく繋がるものと考えます。 【㈱セキスイ・システム・センター】 ○ 電気通信市場においては、IP 技術を利用した通信サービスが急速に普及し、特に企業ユーザにおいては、コストメリットの観点から IP-VPN や VoIP が広く一般的なものとなっており、IP 電話に対する企業ユーザの関心は非常に高いものとなってきております。 今回の NTT 東西の法人向け IP 電話サービスは、音声品質や電話番号が固定電話と同等でありながら、通話料金の大幅な低廉化が期待でき、さら	【考え方 1】 今回、NTT 東西より認可申請のあった法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定については、パブリックコメントの招請を経て、法令及びガイドラインに基づいて審査した結果、認可条件を付すことにより、地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、認可することとしたものである。

に IP セントレックス機能を利用することで、PBX 設備のアウトソーシングが可能となり、導入・運用・保守などに関するコスト削減も期待できるという点で非常に歓迎すべき内容だと考えております。

IP 電話市場に NTT 東西が参入されることにより、より一層サービス競争が加速し、より低廉で高品質なサービスの登場が期待できることは、利用者の選択の幅が広がるという点で非常に歓迎すべきことであり、早期に本サービスが開始されますことを要望いたします。

【ディーアイエスシステム販売㈱】

- IP サービス市場においては、既に多数の事業者が参入し、多様なビジネスモデルによるサービス競争が展開されることにより、より便利で廉価なサービスが次々と登場してきております。

従って、今後の更なる IP サービス市場の進展に向けては、規制緩和による自由な競争の下で、各サービス提供事業者が自由にしのぎを削り合うという競争原理に委ねるとことがより一層必要と思われます。

今般の「法人向け IP 電話サービス」については、総務省においても、地域電気通信業務等の円滑な遂行、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられるとのことであり、企業がより便利で廉価な新サービスのメリットを享受することで、生産性を高めひいては国際競争力の強化にも繋がるものとして、ユーザーの立場から早期に新サービスが提供されることを期待します。

【㈱東洋紡システムクリエート】

- 今回の「法人向け IP 電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」及び「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」に関する弊社の認可申請内容について、「認可する方向」との基本的考え方が示されたことは歓迎すべきものと考えます。

【東日本電信電話㈱】

- 企業の IT 化が加速している現在、情報通信システムの高機能化・通信コストの削減は、企業として競争に勝ち残るために重要な改革の一つであります。

このたびの「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請(法人向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定)」については、多くの企業にとって、企業向け電話サービスの競争がますます進展し、安価で品質の良い電話サービスの選択の幅が広がることになると理解しております。

また、電気通信に係る競争促進の点からも、NTT 東日本・NTT 西日本が県間通信及び携帯電話通信を含めた「法人向け IP 電話サービス」を提供することで、今後の業界の活性化に繋がるという点を評価できると考えております。

さて現在、弊社におきまして、サービス・製品等を改善し、顧客満足度(CS)の向上を目標に業務改革を推進すると共に、本社や営業所等の情報通信、並びにネットワーク網に関しても、さらなる効率的な IT 化の促進とコスト削減に取り組んでおります状況を鑑み、本件につきましては、NTT 東日本・NTT 西日本による「法人向け IP 電話サービス」の提供が早期に実

現するべく、総務省殿における速やかな認可を切に期待しております。

【廣瀬無線電機株】

【意見 2】

個別の業務の性格等を踏まえた審査がなされるべきである。

- ガイドラインに基づき、「個別の業務の性格等を踏まえ」た審査がなされるべきと考えます。

（補足）個別の業務の性格等を踏まえた審査

ガイドライン策定時の総務省の考え方を踏まえ、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度の評価にあたっては、例えば以下の事項について、個別の業務の性格等を踏まえた審査及び判断をすべきと考えます。

(1) 追加的措置の実施

公正な競争を確保するために必要と認めるときは、NTT 東西が講ずることとした措置に加え、追加的な措置の実施を求めることについて、個別の申請毎に審査すべきと考えます。

(2) 市場支配力

関連する既存業務に関する市場や新たな業務に関する市場の範囲を確定することは困難であることから、市場支配力について、個別の業務の性格等を踏まえ検討すべきと考えます。

(3) ボトルネック設備との関連性

ボトルネック設備との関連性については、個別のサービスの内容・提供形態等によって異なり得るものであるため、個別の申請に係る審査の中で明らかにしていくべきと考えます。

(4) ボトルネック設備以外の要素

「地域通信市場における競争の進展状況」及び個別の業務の提供形態における「ボトルネック設備との関連性」を重点的に考慮し、その他の要素も含め、総合的に判断すべきと考えます。

(5) 新たに指定電気通信設備に指定する / 指定電気通信設備の扱いに準じて措置を講じる必要の有無

個別の申請毎に、新たに指定電気通信設備に指定する必要がある設備があれば新たに指定を行う等の措置について、審査すべきと考えます。

(6) 営業面でのファイアーウォールの具体的内容の検討

個別の業務の内容やその提供形態等を踏まえ、関係事業者等からの意見を聴取した上で、個別に検討することが必要と考えます。

(7) バンドルサービス

進出業務においてバンドルサービスの提供を行うとする場合には、バンドルサービスの内容、必要とする理由、それにより利用者にもたらされるメリット及び「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことを明らかにする必要があり、合理的な説明がなされない場合には、その提供を差し控える必要の有無について、個別の申請毎に審査すべきと考えます。

電話等と一体となった新たなサービスを提供しようとする場合には、公正な競争を確保するためにより厳格な措置が求められることについても、個別の申請毎に審査すべき

【考え方 2】

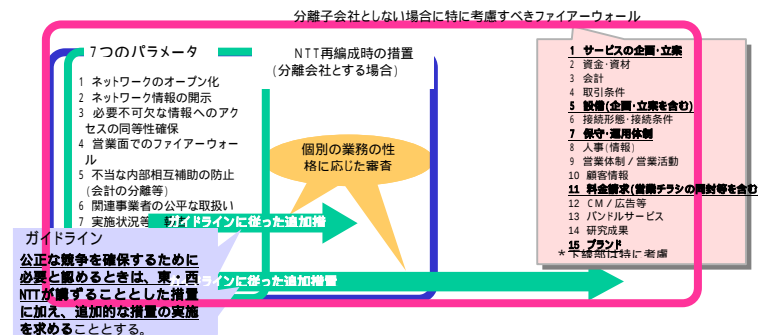
今回の申請案件についても、当該業務の個別の性格等を踏まえ、審査を行ったものである。

と考えます。

今回申請につき、NTT 再編成時の措置(「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針」及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案」)と同様の措置がなされるべきと考えます。(下図)

本来であれば、公正競争を担保する観点から、NTT 東西の業務範囲拡大に関しては、分離会社要件を義務づけることが必要と考えますが、こうした義務づけが困難であれば、少なくとも、本来業務と進出業務の間で、ヒト/モノ/カネ/情報等を明確に分離することが必要と考えます。

分離会社とすれば当然担保されるファイアーウォールも担保されがたいことから、NTT 再編成時に明示された措置以外にも、分離会社としない場合に特に考慮すべきファイアーウォール(下図)についても措置を講じるべきと考えます。



【KDDI(株)】

【意見3】

NTT 東西の活用業務については、慎重な審査が必要であり、拙速に認可すべきではない。

- NTT東西の活用業務認可申請についてはNTT法第2条第5項に定めている認可の判断基準を満たしているかどうかを公正競争ガイドラインに従って適切に審査する必要があります。法人向けIP電話サービス、固定電話発着・050IP電話着とも以下の理由により慎重な審査が必要であると考えます。

【ソフトバンク BB(株)】

- 拙速に NTT 東西殿に事業領域拡大を認めることは、一時的には利用者の利益となったとしても、こうした経緯をないがしろにし、結局は利用者利益を損なう可能性もあることから、十分な検討が必要と考えます。

【日本テレコム(株)】

- 十分な検討が行われないまま拙速に業務範囲拡大が認められた場合、結局は有効な競争を阻害し、中長期的な視点においては利用者利益を損なうこととなります。競争政策は、競争を促進する構造を形成することにより、中長期的に利用者利益を極大化することを目的とするものであり、今回の業務範囲拡大に係る認可の判断についても、このような考え方に立脚すべきものと考えます。

【16 社連名】

【考え方3】

NTT 東西の活用業務については、NTT 法において、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならないものとされており、今般の申請案件がこれらの要件を充たすか否かについて、パブリックコメントの招請を経て、法令及びガイドラインに基づいて、慎重に審査を行った結果、認可条件を付した上で認可することが適当と判断したものであり、拙速に認可するものではない。

【意見 4】 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定については、公正な競争の確保に支障を及ぼすことから、不認可とすべきである。 ○ 今回の申請内容は、NTT 東西の進出業務と競合事業者との間の公正競争に支障を及ぼすことから、不認可とすべきと考えます。 【KDDI(株)】 ○ 今回 NTT 東西により申請された活用業務による業務範囲拡大については、競合事業者との間での公正競争条件の確保等について問題があり、これにより認可をすべきでないものと考えます。 【C&W IDC(株)】 ○ 法人向け IP 電話サービスについては、公正競争に支障を及ぼすおそれがあること、疑問点が多くあり議論が必要なことから、不認可としていただきたいと考えます。 【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】	【考え方 4】 今回認可申請のあった活用業務については、パブリックコメントの招請を経て、法令及びガイドラインに基づいて審査を行った結果、認可条件を付すことにより、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることから認可することとしたものである。
【意見 5】 NTT 東西の活用業務は、NTT 東西の独占を一層助長し、中長期的な利用者利益を阻害するものであることから、NTT 再編成の趣旨を形骸化するものである。 ○ NTT 再編成の目的は、NTT の独占部門と競争部門との間でヒト/モノ/カネ/情報等を分離することによって、競争部門の競争を一層促進するとともに、NTT 東西のヤードスティック競争、あるいは直接競争によってボトルネック独占力の行使を防止するとともに、それ自体の解消を目指すことでした。 しかしながら、地域通信市場の競争が進展していない現状で、“お客様の利便性向上が期待される” などとして今回の申請が認可された場合、むしろ中期的には NTT 東西の独占が一層助長されることとなります。 これは、上記の NTT 再編成の目的から逆行し、結果として、お客様の利便性向上となりません。 【KDDI(株)】 ○ 今回の業務範囲拡大は、短期的には利用者へ便益をもたらす可能性はありますが、中長期的には公正競争を阻害し、総合的に見た利用者利益を阻害するものと考えます。 近視眼的に本件を判断し認可することは、NTT 法及び NTT 再編の趣旨を没却し、現在の NTT 法を逸脱した行為を認めることとなり、競争事業者に対して公正競争条件を確保していないことから、中長期的な利用者利益を阻害するものであり、認可すべきものではありません。 【C&W IDC(株)】 ○ 今回 NTT 東西殿が申請したサービスには、以下の特徴があります。 0AB～J 番号を利用(番号ポータビリティも可能)	【考え方 5】 NTT 東西の活用業務は、NTT 東西が既存の経営資源を活用した新たな業務を営むことを可能とすることにより、高コスト構造の是正等の経営効率化及び新たな収入源の確保による経営改善に資することが期待されるとともに、地域電気通信業務等に限定されることなく、IP 化・ブロードバンド化に対応した新たなサービス提供が実現することにより、利用者利便性の向上が期待されることを踏まえ、NTT 法に基づいて地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない場合に認可するものであり、NTT 再編成の趣旨を形骸化するものではない。

	光直回収線を利用 品質・使い勝手は加入電話と同じ すなわち、今回申請された IP 電話サービスは、ユーザーから見たサービスとしては加入電話と違いがなく、技術として IP を利用していることは認識され得るものではないと考えます。NTT 東西殿にとっては、加入電話と同等のサービスを別のネットワークでもうひとつ作り、そちらにユーザーを移行することによって、独占を維持したまま加入電話における規制の対象から外れることになります。 また、他事業者との相互接続においては、加入電話発信呼と IP 電話発信呼について、事業者識別コードを除き、接続事業者側では発信端末を区別する手段はありません。極論すれば、「IP 電話へのなりすまし」によって、無制限な業務拡大が可能となる可能性もあります。 問題であるのは、こうしたなし崩しによる業務範囲拡大について、コンセンサスが得られていないことです。NTT 東西殿の業務拡大は、公正な競争が確保される場合にのみ認められるものであり、基本は NTT 東西の業務領域は地域通信に限られるものと理解しております。このような形での業務領域の拡大が認められた場合、NTT 再編成の趣旨が没却してしまいます。NTT 再編成の在り方について再度議論を行う必要があると考えます。 【日本テレコム株】	
	○ 今回の申請に対する総務省殿の考え方については以下の問題点があると考えております。この考えに基づいて東西 NTT 殿の業務範囲拡大が行われた場合、東西 NTT 殿の独占を一層助長することとなり、NTT 再編成の趣旨が形骸化され、今後継続的に利用者利益に資するような公正な競争を確保することはできないものと考えます。 ○ 本サービスはユーザーから見た場合、加入電話サービスと全く違いがない。NTT 東西殿にとっては、加入電話と同等のサービスを別ネットワークでもうひとつ作りユーザーを移行することによって、独占を維持したまま規制の対象から外れることが可能となる。 最も問題なのは、このような個別の業務範囲拡大を、近視眼的な判断のもとでなし崩しに認可していくことの是非について、コンセンサスが得られていないことである。このようなサービスの提供が、中長期的に本当に競争が促進し、情報通信分野の水準の向上、技術革新、国民の利益に資するかどうかという視点が必要であり、近視眼的な判断によって今回の業務領域拡大の認可がされた場合には、中長期的に NTT 再編成の趣旨を完全に没却することとなる。NTT 再編成の在り方について再度議論を行い、業務範囲拡大の判断基準について明確にする必要がある。 【16 社連名】	
	【意見 6】 NTT 東西の活用業務は、公正な競争の確保を促すインセンティブとして制定されたものであり、現状では認められるべきではない。 ○ そもそも NTT 東西の業務範囲拡大は、まず実態として地域通信市場の競	【考え方 6】 NTT 東西の活用業務については、NTT 法において、地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならないものとされているものであり、公正な競争の確保

	争が進展して初めて行われるべきものです。 よって、NTT 東西が加入者回線の九十数%（設備ベース）を有している現状においては、NTT 東西の業務範囲拡大は認められるべきではないと考えます。 平成 12 年の IT 部会第一次答申では、「インセンティブ活用型競争促進施策」として、NTT 東西に対して、業務範囲拡大をインセンティブに地域通信市場の競争促進を求めることとなっていたと理解しています。 NTT 東西の業務範囲拡大については、実態として地域通信市場の競争が促進するためのインセンティブが働くようにすべきと考えます。 【KDDI(株)】 ○ 当社としては、競争市場において、様々な事業者が多様なサービスを提供することは、事業者間の競争が進むことによって日本全体の情報通信市場における料金低廉化及びサービス水準の向上、ひいては国民の利益につながるものと認識しており、歓迎します。 しかし、歴史的に公的独占が行われていた電気通信市場においては、市場支配力の行使には十分注意を払う必要があると考えます。市場支配的な事業者による新サービスの提供が、短期的には情報通信市場における料金低廉化及びサービス水準の向上によって国民の利益となったとしても、中長期的に見た場合に本当に競争を促進し、情報通信分野のサービス水準の向上及び国民の利益に資するかどうかという視点が必要と考えます。 そもそも、電気通信市場における NTT の市場支配力の行使を抑制し、競争を促進する観点から、1999 年に NTT が長距離会社と地域会社に分割され、地域会社には制限を課す一方、長距離会社に対する規制を大幅に緩和して他の事業者と同等の扱いとすることにより、NTT の市場支配力の行使を抑制すると同時にその資産を活用し、競争の促進が図られたものと認識しております。また、「NTT 東西の事業領域拡大にあたっての公正競争ガイドライン」は、この趣旨を反映しつつ、公正競争条件確保を促すためのインセンティブとして制定されたものと認識しております。 【日本テレコム(株)】 ○ 競争市場においては、様々な事業者が多様なサービスを提供することによって競争が進展し、利用者利益の増進につながります。しかし、歴史的に独占が行われた電気通信市場では、既存独占事業者の行動が真に利用者利益の向上につながるかどうかという視点での監視が必要です。私共としては、このような視点から NTT の再編成が行われ、公正競争条件確保を促すインセンティブとして東西 NTT 殿に業務範囲拡大を認めるという経緯であったと認識しており、業務範囲拡大を認めるための指針についても、そのような認識の元に運用されるべきと考えます。 【16 社連名】	を促すインセンティブとして認めるものではない。
--	---	--------------------------------

2. 認可条件案

意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
条件 1 NTT 東西の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。 【考え方】 現時点で、申請のあった活用業務について認可する方向で検討していることの前提の一つは、NTT 東西以外の他事業者においても、市販のメディアコンバータ等を調達して、NTT 東西の局舎内にコロケーション等を行うことで、NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）と同等のサービスが提供可能であることである。 このため、NTT 東西と他事業者の設備設置手続の同等性を確保する観点から、パラメータ 1 に関連して、本条件を付することが適当と考えるものである。	【意見 7】 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）の設備設置スペースについて、既存サービスとは全く別のスペースに設置すべきであり、その費用も透明化すべきである。 ○ 法人向け IP 電話サービスは県間サービスであり、指定電気通信設備ではないため義務的コロケーションではなく、一般コロケーションの扱いとなります。したがって、フレッツやメトロイーサなどの既存サービスとは全く別のコロケーションスペースに設置すべきと考えます。 その際のコロケーション費用も他事業者と同様に透明化すべきと考えます。 【イー・アクセス㈱】 【意見 8】 認可条件 1 は、活用業務と関連するものではないことから、活用業務の認可にあたって条件として付すことは、適当ではない。 ○ 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の条件 1 として、「NTT 西日本の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT 西日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に関して、他事業者と同等の手続を経ること」および、同・条件 2 として、「利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J 番号を用いて IP 電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること」を付している点に関して 今回の活用業務は、法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供にあたり、府県域を越えた役務提供区間に係る利用者料金の設定を実施することについて、認可申請したものです。認可にあたり付すとされている上記の 2 条件については、当該申請内容と関連するものではなく、認可にあたり付すことは適当でないと考えます。 【西日本電信電話㈱】 ○ 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の認可にあたり、条件 1 として「NTT 東日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続きを経ること」及び条件 2 として「利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、番号ポータビリティの仕組みを活用すること」を付している点に関して 今回の認可申請は、法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供にあたり相互接続を行う他事業者の都道府県域を越えた役務提供区間に係る利用者料金	【考え方 7】 他事業者が NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）と同等のサービスを行う場合のコロケーションについては、既に NTT 東西の接続約款において規定済みであるが、NTT 東西が法人向け IP 電話サービス（仮称）を行うために必要な電気通信設備の設置についても、他事業者との同等性を確保するため、認可条件 1 を付すものである。 【考え方 8】 NTT 法第 2 条第 5 項の認可の要件（電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと）を充足するために必要不可欠なものである。

	の設定を、弊社が実施することについて申請したものです。 法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定の認可にあたり付すとされている条件 1 及び条件 2 については、都道県域を越えた役務区間に係る料金設定を行うことに関連するものではなく、認可の条件として付することは適当ではないと考えます。 【東日本電信電話㈱】	
条件 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J 番号を用いて IP 電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。 【考え方】 利用者が、固定電話から IP 電話に移行するに際しては、現在使用している電話番号をそのまま利用することが可能か否かは、懸念事項の一つであると考えられる。 NTT 東西においては、今般、法人向け IP 電話サービス（仮称）を提供するにあたり、いわゆる「0AB～J」番号を使用することとしており、NTT 東西の加入電話又は ISDN の利用者が IP 電話に移行する場合、NTT 東西においては、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティのシステムを活用しないで同番移行が実現可能であるのに対し、NTT 東西以外の他事業者においては、同番移行するためには、追加的な費用を要する番号ポータビリティのシステムを活用することが必要となる。 このため、公正な競争を確保する観点から、パラメータ 1 に関連して、本条件を付すことが適当と考えるものである。	【意見 9】 0AB～J 番号が IP 電話サービスでも利用可能となれば、宣伝コスト等の増加抑制が可能であり、コストダウンメリットが期待できる。 ○ 企業にとって、いわゆる「0AB～J」番号は、お客さまに長年親しまれてきた番号であり、ブランドの一部とも言えます。NTT 東西の IP 電話サービス参入によって、従来から利用している「0AB～J」番号が IP 電話サービスでも利用可能となれば、IP 電話番号をお客さまへ新たに浸透させるための宣伝コストや名刺や文献等の印刷物の電話番号を変更するコストの増加抑制が可能であり、IP 電話サービスの利用によるコストダウンメリットが十分に享受できることが期待できます。 【大阪ガス㈱】	【考え方 9】 NTT 東西は、法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供において、0AB～J 番号を用いることとしており、さらに、認可条件により、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用することとなることから、既存の固定電話サービスに使用する番号からの同番移行が可能である。
	【意見 10】 番号ポータビリティのアクセスチャージを明確化すべきである。 ○ 平成 15 年 7 月 18 日に「平成 14 年度 電気通信番号に関する研究会」報告書案が提示されたところですが、まだ IP 電話に関する電気通信番号の制度が整っていません。また、固定電話と IP 電話との間のアクセスチャージについても整理されていません。このような状況のなかで、NTT 東西の IP 電話活用業務を認めることはきわめて時期尚早と考えます。 特に、今回の申請では、NTT 東西が既存の固定電話で使用している電気通信番号をそのまま同番で IP 電話に利用できるとのことですが、NTT 東西の事業展開のタイミングのみでしか IP 電話の番号体系は見直しいただけないのかと非常に遺憾に思います。 今後も IP 電話の普及が大きく期待されることから、IP 電話に関する電気通信番号の在り方とアクセスチャージの在り方について早急に制度化いただけますよう強く要望いたします。 【イー・アクセス㈱】	【考え方 10】 認可条件として付しているとおり、NTT 東西は、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの機能を用いなければならないものであり、同機能は、第一種指定電気通信設備としてアンバンドルされた加入者交換機能に含まれる機能として、NTT 東西の接続約款において区分されて接続料が明定されている。 なお、0AB～J 番号を IP 電話サービスに用いるのは、今回の NTT 東西が初めてではなく、電気通信番号規則においても明らかなように、従来より制度上可能であり、既に指定を受けている事業者も存在し、当該事業者は NTT 東西の番号ポータビリティの機能を利用しているところである。
	【意見 11】 0AB～J 番号と 050 番号の番号ポータビリティを可能とすべきである。 ○ 既存の番号ポータビリティは、固定電話や携帯電話の電話番号を NTT 東西と他接続事業者の間で同番号を確保しているのみであり、固定電話と IP 電話の間の番号ポータビリティは確保されていません。	【考え方 11】 0AB～J 番号と 050 番号の番号ポータビリティについては、本年 9 月 18 日に公表された「平成 14 年度電気通信番号に関する研究会報告書」の意見募集の結果についての考え方 P.12 に示されているとおり、現段階では、番号ポータビリティの対象とすることはできない。

固定電話と IP 電話の間の番号ポータビリティの確保については、「平成 14 年度 電気通信番号に関する研究会」報告書案の意見募集時に意見を述べさせていただいたところですが、早期に確立すべきと考えます。他接続事業者との相互接続も可能となるよう機能を拡大し、その設備コストやアクセスチャージについてまずルール化すべきと考えます。固定電話と IP 電話の間の番号ポータビリティについては、「平成 14 年度 電気通信番号に関する研究会」報告書案の各事業者からの意見も十分に反映したうえで接続事業者もいれて議論が必要と考えます。

固定電話と IP 電話の間の番号ポータビリティが確保されていない現段階での申請は認可すべきではないと考えます。したがって、認可条件 2 では、「既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること」ではなく、「既存の番号ポータビリティの機能を拡充して、固定電話と IP 電話の番号ポータビリティを確保し、かつアクセスチャージを設定し、NTT 東西は利用部門が他接続事業者と同額のアクセスチャージを負担すること。」に修正いただけますよう強く要望いたします。

【イー・アクセス㈱】

- 利用者の電気通信番号の同番移行を行う際の条件として、「0AB～J」番号と 050IP 電話専用電番との照合対比においては、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用することを認可条件とするべきではなく、代わりに NTT 東西以外の接続事業者に対しては、番号ポータビリティの仕組みと機能をアンバンドル化し、適正な原価に基づき算定された接続料として接続約款に基づき提供することを認可の条件とすべきである。

（意見の理由）

公正な競争を確保するために必要な措置のうち、「パラメータ 1 ネットワークのオープン化」において NTT 東西が講ずることとしている措置に対する「総務省の考え方」によれば、法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に関していわゆる「0AB～J」番号を利用するとき、NTT 東西の加入電話又は ISDN 利用者が IP 電話に移行する際には、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティのシステムを活用せずとも同番移行を実現しうる立場にあることを明示している。

今回、加入者交換機が有する番号ポータビリティの既存システムの活用を義務づけることで、仮に、番号ポータビリティの将来の機能拡張に制限が加わることになれば、地域通信網のボトルネック事業者である NTT 東西の IP 電話の普及へのインセンティブを失わせてしまうことが懸念される。

さらに、NTT 東西と接続してサービス提供を企図する通信事業者にも、多様なサービスの提供という面からこの既存システム側の制約の影響を受けることが容易に想像され、NTT 東西との接続そのものが逆に参入障壁として働いてしまうことも考えられるため、結果として、日本における IP 電話サービスの普及そのものを減速させてしまうことが懸念される。

来春にも施行が予定される改正・電気通信事業法の主旨に鑑みると、NTT 東西とその他の通信事業者とのサービス・ベースでの公正な競争の

確保に十分に配慮がなされた条件のもとで認可が行われるべきである。 したがって、今後、NTT 東西が IP 電話サービスの提供にあたり利用する「0AB～J」番号との番号ポータビリティのシステムについては、サービス・ベースでの公正競争上の不可欠設備として位置付け、NTT 東西以外の接続事業者に対しても、その機能をアンバンドル化し、適正な原価に基づき算定された接続料として接続約款に基づき提供することを、新たに認可条件とすべきである。 【(社)テレコムサービス協会】	
【意見 12】 IP 電話に 0AB～J 番号の使用を認めるべきではない。 ○ 今回申請されている「IP 電話端末と回線交換回線との相互接続」は、接続先が IP 電話端末かどうかを識別するルールも整備されておらず、利用者からの通話品質にかかる故障申告に対する対応が困難になる。 ・接続先識別・・・ 共通線の逆方向信号で通知する方法などが考えられるが、IP 電話識別は定義されておらず、定義されたとしても回線交換機や通話履歴記録システムなどの改造費が膨大なものになり、「番号ポータブル」が実施されれば更に困難な状態となる。 ・通話品質・・・ 「回線交換相当」の品質分類がされる様であるが、個々の呼がどの品質の接続先であるかを知る手段がなく、利用者からの「エコー」や「反響」の苦情申告に対し、回線交換で培って来た原因探索では対応が出来ず、回線交換回線提供事業者の負担は大きくなる。 （参考） 回線交換回線の相互接続においても、着信先事業所が PHS 形端末を接続した私設交換機（PBX）を設置し使用している場合、前述のエコーや反響が激しい等の利用者からの苦情が寄せられ、原因調査に手間取るとともに扱いに苦慮している。IP 電話端末においても、特にトラフィックの上昇とともに原理的に「遅延」や「揺らぎ」の発生は避けることが出来ず、「エコー」や「反響」の発生は確実である。 回線交換電話端末発信 - IP 電話端末着信の場合、通話品質に関する利用者からの苦情は発信端末事業者に寄せられるため、利用者や回線交換電話端末発信事業者が、接続先が IP 電話端末であることを、明確な形で識別可能であることが必要である。 IP 電話端末の電気通信番号は「0A（5）0～」形式のみとし、「0A～J」形式への番号ポータブルは認めるべきではない。 【平成電電株】	【考え方 12】 電気通信番号は、電気通信事業法において規定されているとおり、電気通信役務の種類、内容を識別するものであり、品質等において同等のサービスであれば、交換方式等の種類を問わず、同じ体系の電気通信番号の指定が行われるものである。 IP 電話サービスにおいて、0AB～J 番号の使用を認めることは、番号ポータビリティの機能を利用することにより、固定電話サービスから移行する場合に同番移行が可能となる等、利用者利益に資するものであることから、固定電話と同等のサービスとして提供されるものについては使用を認めるのが適当である。 実際に NTT 東西以外にも既に IP 電話サービス用に 0AB～J 番号の指定を受けた事業者も存在し、当該事業者は NTT 東西の番号ポータビリティの機能を利用しているところである。
【意見 13】 認可条件 2 は、活用業務と関連するものではないことから、活用業務の認可にあたって条件として付すことは、適当ではない。 ○ 「法人向け IP 電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」の条件	【考え方 13】 考え方 8 のとおり。

	1として、「NTT 西日本の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT 西日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に関して、他事業者と同等の手続きを経ること」および、同・条件 2 として、「利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J 番号を用いて IP 電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること」を付している点に関して 今回の活用業務は、法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供にあたり、府県域を越えた役務提供区間に係る利用者料金の設定を実施することについて、認可申請したものです。認可にあたり付すとされている上記の 2 条件については、当該申請内容と関連するものではなく、認可にあたり付すことは適当でないと考えます。 【西日本電信電話㈱】[P.8 の意見の再掲] ○ 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の認可にあたり、条件 1 として「NTT 東日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続きを経ること」及び条件 2 として「利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、番号ポータビリティの仕組みを活用すること」を付している点に関して 今回の認可申請は、法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供にあたり相互接続を行う他事業者の都道県域を越えた役務提供区間に係る利用者料金の設定を、弊社が実施することについて申請したものです。 法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定の認可にあたり付すとされている条件 1 及び条件 2 については、都道県域を越えた役務区間に係る料金設定を行うことに関連するものではなく、認可の条件として付することは適当ではないと考えます。 【東日本電信電話㈱】[P.8 の意見の再掲]	
条件 3 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）に用いられる中継・国際伝送区間に係る接続事業者の選定手続について、公平性・透明性を確保すること。 【考え方】 NTT 東西においては、法人向け IP 電話サービス（仮称）について、県間・国際伝送区間に係る接続事業者について、申請書の添付資料 1 に明記されているとおり、1 社選定することとしている。 このため、関連事業者の公平な取扱いを担保する観点から、パラメータ 6 に関連して、本条件を付すことが適当と考えるものである。	【意見 14】 認可条件 3 について賛成する。 ○ 条件 3 について、賛成いたします。 【イー・アクセス㈱】 【意見 15】 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間・国際伝送に係る接続事業者の入札期間は短かすぎ、事前に条件が整った事業者しか入札できない状況は、公平性・透明性が確保されているとはいえない。 また、認可時点で接続事業者が決定されているのであれば、認可条件 3 を付す意味がない。 ○ NTT 東西は法人向け IP 電話サービスの中継・国際呼に係る接続事業者	【考え方 14】 - 【考え方 15】 NTT 東西が特定の事業者のみ有利又は不利に取り扱ったのであれば、電気通信事業法に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に係る禁止行為に該当するものであるが、今回の接続事業者の選定においては、全ての事業者に対し同一の期間で募集を行い、県間・国際とも相当数の事業者（県間 4 社、国際 5 社）からの入札があったとのことであり、社会通念上、著しく困難なスケジュール設定であったとは認め

を一社のみ選定するとのことです。このとき、接続事業者選定の手続きにおいて公平な取扱いが担保される必要があります。

しかし、NTT 東西は本件を申請したのと同じ（8月8日）に中継・国際事業者選定に係る入札の案内を通信事業者に送付し、8月29日に募集を締め切り、すでに接続事業者を決定している状況です。業務範囲拡大に係る申請をし、その認可の可否について議論をしている最中に接続事業者の選定を終了してしまうということは、手続き上公平な取扱いとはいえません。

総務省の考え方においても、条件3として「接続事業者の選定手続きについて、公平性・透明性を確保すること」を挙げられておりますが、NTT東西の選定手続きが終了している状況では、これも無意味なものと考えます。仮に条件付きで認可するとした場合においても、少なくとも「公平性・透明性」についてあるべき具体的な手続き（例えば、入札した事業者名は隠した上で、入札条件は参照を可能とし、透明性を担保する。）を挙げ、これに沿わない場合は許可の取り消しや選定手続きのやり直しを行うことにまで言及すべきです。

【C&W IDC(株)】

- 仮に上述の公正競争条件の確保の問題が解決した場合でも、今回の認可申請は、中継事業者との接続の接続に当たり、大きな問題があると考えております。

今回の認可申請に当たり、NTT東西殿は、中継事業者の選定条件を以下のように示しています。

- ・ スケジュール

8/8（金）NTT東西殿より事業者宛てに募集案内

8/22（金）応募意思表明期限（2週間）

8/29（金）接続条件の提示（意思表明から1週間）

9/5（金）事業者選定結果通知（条件提示から1週間）

接続希望時期：平成15年9月末

網使用料、接続可能時期、提供地域、接続される網の仕様を総合的に勘案して、1事業者を選定

この内容には、以下の問題があると考えております。

2週間で相互接続に向けた社内意思決定を行うことは通常不可能です。

接続事業者からNTT東西殿に接続を依頼する場合には、詳細な事前調査（および事前協議）が必要であり、接続開始までに数ヶ月は必要です。今回は案内から2ヶ月足らずでの接続開始となっております。

接続事業者からのNTT東西殿へ要望を行う場合、どんなに小規模な接続であってもPOI単位での想定トラヒックが必要となります（NTT東西殿の設備へのインパクトを確認するため）。今回はその提示は一切なく、接続事業者は「設備的に対応が可能かどうかともわからず申込む」こととなります。

条件提示から1週間では何ら協議できません。通常接続事業者がNTT東西殿へ申し込む際の検討スピードから見ると、検討できる日数ではありません。

事前に、NTT東西殿が接続を希望する関係事業者に対し、情報提供を

られない。

NTT 東西においては、これらの事業者について、入札要件に合致していること、経営の安定性、品質、業務停止等の有無、対地数（国際伝送のみ）について審査を行ったところ、県間については4社、国際については3社が特段の問題がなかったため、最終的に提示された接続料が最も低廉であった事業者を選定し、かつ入札しなかった事業者も含めて広く関係事業者を選定結果を周知したものと聞いている。

（参考）事業者が提示した接続料の水準と選定方法

NTT 東西が想定するトラヒックをもとに、1通話あたりの接続料を算出。

- ・ 県間： 4円未満2社（NTT西日本については3社）
4円以上2社（NTT西日本については1社）
4円未満の2社（NTT西日本については3社）

のうち、最も低廉な事業者を選定。

- ・ 国際： 30円未満1社
30円以上2社
30円未満の事業者を選定。

これらを勘案すると、当該手続について、公平性・透明性が確保されていないと考えることはできない。

なお、県間・国際伝送区間に係る接続事業者については、固定的なものではなく、あらためて選定手続が行われる可能性があることから、最初の選定手続が認可前に行われた場合であっても、当該認可条件を付すことは意味のあるものである。

行い、接続に向けた準備を行っていたのではないかと疑念が生じます。

仮に上述のような関係事業者に対する事前の情報提供が行われていた場合、「公正競争ガイドライン」の「パラメータ6 関連事業者の公平な取扱い」に反している上に、今回の申請において総務省殿が付与された「条件3 NTT東日本（西日本）の法人向けIP電話サービス（仮称）に用いられる中継・国際伝送区間に係る接続事業者選定手続について、公平性・透明性を確保すること」にも反しています。また、そもそもこのような条件を付しても、認可時点では既に選定手続が終わっているため、条件そのものが無意味なものとなってしまいます。

中継・国際事業者の選定手続については、最低限以下の条件を付すべきと考えます。

認可後に募集を行うこと
事前調査・事前協議のための十分な期間をとって、情報提供を行うこと
選定事業者・選定理由を開示すること

【日本テレコム(株)】

- 接続事業者募集を8月8日から行い1回だけの条件提示で、9月上旬事業者選定、9月末には接続を行なうという条件は、以下問題があると考えます。
通常、相互接続を実施する場合は幾度も打ち合わせや協議を重ねて行い、実施まで数ヶ月は必要です。この提示された期間で接続を可能とするには、事前に各種条件が整った事業者のみしか接続ができない状況であると言えます。
活用業務とは言え県間の料金を設定する NTT 東西殿の重要なサービスについて、このような募集方法は、公平な選定ではなく不公平で排他的な選定と言えるのではないのでしょうか。

【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】

条件4 県間伝送路等をNTT東西自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

【考え方】

現時点で、申請のあった活用業務について認可する方向で検討している内容は、NTT東西が、県間伝送等に関して、自ら伝送路設備を設置せず、他事業者設備との相互接続により行うこととしているものであり、今後、県間伝送路等をNTT東西自ら設置する等、公正競争確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、別途検討を行う必要があることから、本条件を付すことが適当と考えるものであ

【意見16】

今回の活用業務について、既存の県間伝送路を活用する場合には、あらためて認可申請を必要とすべきである。

- 条件4として、活用業務にはフレッツやメトロイーサなどの既存ネットワークの利用を禁止すべきと考えます。NTT東西はフレッツですでに県間も提供しており、県内のフレッツバックボーン等を共有すると、県内・県間の区別がつかなくなるからです。
したがって、条件4に「既存の県間伝送路と接続済みの伝送路の利用についても同様とする」旨追加し、フレッツやメトロイーサのバックボーンの利用についても同様に認可申請を必要とするよう要望いたします。
その他の「公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更」として想定しうる事例としましては、以下の3点が挙げられると考えます。

NTT東西の電話を現在利用しているユーザが他接続事業者のIP電話サービスを同番号で受けたい場合においても、NTT東西が既設の電話番

【考え方16】

NTT東西が、法人向けIP電話サービス（仮称）の県間伝送等にフレッツサービス等の既存のネットワークを利用することは、絶対に禁止されるものではないが、認可条件4に照らせば、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更該当するものと考えられることから、あらためて活用業務の認可申請が必要となるものと考えます。

なお、認可条件4については、「サービス提供の仕組みに関する公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更」について、所要の措置を講じるものであり、その他想定し得る事例として掲げられている3項目については、サービス提供の仕組みに関するものではなく、認可条件4の範疇に属するものではない。

ただし、本件に係る番号ポータビリティについ

る。

号を独占し他事業者に開放しない（電話番号握り） 固定電話と IP 電話の番号ポータビリティの機能（ SIP サーバ同士での相互接続を含む）を NTT 東西の利用のみに限定し他接続事業者に利用させないようにする NTT 東西のみが IP 電話に同番移行できるとして他事業者との相互接続実現より先に営業を行うこと 【イー・アクセス㈱】	ては、NTT 東西の接続約款に規定されている既存の接続料等が適用され、他事業者も既にこれを利用しているものであり、ご意見の ①のような行為を NTT 東西が行った場合には、電気通信事業法に基づく業務改善命令等の対象となるものである。 なお、ご意見の ②、③については、考え方 10 のパラグラフ 2 のとおりである。
【意見 17】 新たなアクセス回線メニューを利用する場合等については、あらためて認可申請を必要とすべきである。 ○ 認可の条件（案）に「サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、…（略）認可申請を行うこと。」とありますが、例えば、今回の申請案件のアクセス回線以外のメニューをアクセス回線として利用して当該サービスを提供する場合や、今回の申請案件に含まれていない着信先が追加される場合も、これに含まれるべきと考えます。 【KDDI㈱】	【考え方 17】 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）に関しては、公表されている NTT 東西の認可申請書でも明らかなように、足回り回線について、NTT 東西自身のイーサ系サービスに限定されるものではなく、100Mbps 等大容量の帯域保証型のものでは、利用者の意向により、他事業者のサービスを利用する余地があるものである。 また、着信先の追加について、認可条件 4 に該当するか否かは、具体的にどのような追加であるかにより左右されるものであり、個別に判断されるべきものである。
【意見 18】 個人向けの IP 電話サービスについて、あらためて認可申請が必要かどうかを明らかにするため、「法人向け IP 電話サービス」の定義を明確化すべきである。 ○ 法人向け／個人向けという観点で市場を検討するのであれば、まず「法人向け」の定義について明確化すべきと考えます。 仮に本件申請が「法人向け」である点に着目して認可されるのであれば、併せて、「個人向け」サービスとの関係についても整理するとともに、本件申請に係る審査内容が、「個人向け」サービスが申請された場合の審査には影響しないことを明示すべきと考えます。 【KDDI㈱】	【考え方 18】 NTT 東西が提供しようとする法人向け IP 電話サービス（仮称）は、契約約款に基づいて利用者に提供されるものであり、その定義は明確なものとなる。 一般的に、当該サービスの料金、帯域等により、社会通念上、概ね法人の利用が見込まれるサービスであるか、個人の利用が見込まれるサービスであるか峻別されるものであり、今回、NTT 東西が提供しようとしている法人向け IP 電話サービス（仮称）については、足回り回線に 100Mbps 等大容量の帯域保証型のイーサ系サービスを利用することとしていることから、法人向けのサービスであることは明らかである。 少なくとも、個人向けの ADSL や光ファイバ等のアクセス回線を用いた個人向けの IP 電話サービスについては、今回の認可申請とは関係のないものであり、NTT 東西が活用業務に該当する新たな個人向けの IP 電話サービスを提供しようとするときは、あらためて活用業務に係る認可を得ることが必要であることは、当然のことである。
○ 今回の NTT 東西が申請しているサービスは、法人向けとされていますが、個人向けサービスも提供することが可能である上に、今回の申請が認可された場合、個人向けサービスにおける審査は意味がないものになり	

ます。

つまり、IP 電話市場における独占構造は、法人向けサービスにとどまるものではなく、個人向けサービスまで含めて発生するおそれがあります。

【日本テレコム㈱】

【意見 19】

競争的な市場においては、NTT 東西も他事業者と対等な立場であり、新たにサービスを提供するにあたっては、活用業務に関する手続を大幅に簡素化すべきである。

- 「法人向け IP 電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」の条件 4、並びに「固定電話発-050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の条件 2 として、「県間伝送路等を NTT 西日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと」を付している点に関して

IP 系サービス市場については、既に多くの事業者が参入し様々なサービスを提供していること、これら他事業者のサービス提供に必要なネットワークのオープン化措置等も既に実施していることなどから、公正な条件のもとで競争が行われている市場であると考えております。このような市場においては、弊社も他事業者と対等な立場であることから、当該市場において新たにサービスを提供するにあたっては、活用業務に関する手続きの大幅な簡素化をしていただくよう強く要望いたします。

【西日本電信電話㈱】

- 「法人向け IP 電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」及び「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の認可にあたり、各々条件 4 及び条件 2 として「県間伝送路等を NTT 東日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて NTT 法第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと」を付している点に関して

現在の電気通信市場においては、IP 系サービスにおける競争が中心となっており、弊社においても、ユーザニーズに対応した県内・県間の区分のない多様な IP 系サービスを迅速に創り出していくことが重要であり、ユーザから期待されているものと考えております。

また、IP 系サービス市場においては、既に多数の事業者がサービスを提供し競争が進展していることや、他事業者のサービス提供に必要なネットワークのオープン化措置等を既に実施していることを勘案すれば、弊社と他事業者は対等の立場にあり、公正競争条件は確保されております。

このような状況を踏まえ、今後の新サービス提供に関する NTT 法第 2 条第 5 項に基づく認可については、柔軟かつ迅速に実施していただけるよう要望致します。

【東日本電信電話㈱】

【考え方 19】

NTT 東西については、NTT 法に基づき設立された特殊会社であり、会社の目的、業務範囲、責務について法定されており、地域電気通信業務等以外の業務(活用業務)を営もうとする場合には、総務大臣の認可を受けることが必要とされていることから、法令及びガイドラインに基づいて、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無について、個別具体的に審査を行っているものである。

活用業務については、平成 13 年の制度施行以来、現段階では十分な事例が積み重なったものとは認められず、慎重な審査を行うことが必要である。

なお、審査の迅速性については、ガイドラインにおいて、「迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分に配慮する必要がある」とされており、パブリックコメントの招請等、所要の行政手続に係る期間は確保した上で、今後も迅速性の確保に努めていくこととする。

3．地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれの有無

意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
当該活用業務を行うことにより、NTT 東西の地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。 (1) 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT 東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じるか。 県間伝送路等について他事業者との相互接続により構築することとしていることから、所要資金は不要としているところであり、過大な投資による財務状況の圧迫に係るおそれは生じないものと考えられる。 (2) 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおそれになるおそれが生じるか。 活用する既存の設備、技術及び人員についても、過度の経営資源の転用は見られないものと考えられる。	【意見 20】 NTT 東西が法人向け IP 電話サービス（仮称）を提供することにより、固定電話のトラヒックの減少が予想されることから、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる。 ○ 以下により、本件を認可した場合には、地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件について認可すべきではありません。 ・固定電話からの利用者流出による影響 NTT 東西は自身の固定電話サービス市場の顧客基盤を移行させることが予想されます。 この結果、固定電話サービスのトラフィックが減少し、トラフィックに関連した NTT 東西の固定電話サービスのネットワーク維持コストが増大することとなります。これは、接続料金の値上げに直接結びつくものです。 固定電話サービスに関係するネットワーク維持コストの増大は、地域電気通信業務の円滑な遂行及びユニバーサルサービスの維持に直接影響し、支障を及ぼすおそれが生じます。 【C&W IDC(株)】	【考え方 20】 法人利用者が IP 電話サービスに移行することにより、固定電話サービスのトラヒックが減少することはご意見のとおりである。 しかしながら、今回の申請案件については、地域電気通信業務等以外の業務（活用業務）に該当するのは、県間伝送等に係る料金設定のみであって、NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）自体は、地域電気通信業務に位置付けられるものであり、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすものとは認められない。

4．電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無

意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
(1)ステップ 1 おそれの程度に関する評価 当該活用業務について、公正な競争を確保するために必要と考えられる措置は、ステップ 2 及び認可条件案に示すとおりである。 地域電気通信市場における競争の進展状況 地域電気通信市場の競争進展状況を検討するにあたっては、ガイドラインにおいて、サービスベースの競争も加味したシェアの数的把握等の要因も勘案することとされている。 ）法人向け IP 電話サービス市場の特徴 ダイヤルイン等の付加機能と一体的に提供される法人向け IP 電話サービスについては、昨年後半から提供され始めた新しいサービスであるが、通	【意見 21】 競争の進展状況について明示すべきである。 ○ ガイドラインに従い、設備ベースの競争進展を判断基準の基本とすべきであり、総務省の考え方において、加入者回線の九十数％（設備ベース）を有している実態を明示し、その実態を踏まえた上で、「地域電気通信市場における競争の進展状況」に係る判断を明示すべきと考えます。 その際には、ガイドラインに規定する「競争が進展した」「競争が進展している」等の基準により明確に判断すべきと考えます。 【KDDI(株)】	【考え方 21】 パブリックコメントを招請した「総務省の考え方」において、「競争的に提供している現状にある」との考え方を示しているところである。 なお、「設備ベースの競争進展を判断基準の基本」とするのご意見については、ボトルネック設備のオープン化措置が講じられ、多様な事業者により多様なサービスが提供されていることを踏まえれば、競争の進展状況について、ボトルネック設備の保有のみをもって判断することは適切でなく、広くパブリックコメントの招請を経て策定されたガイドラインにおいても、その旨明確化されているところである。

信コストの低減を図る観点から、今後利用の拡大が見込まれている。

法人向け IP 電話サービスは、その特徴から利用者のほとんどは固定電話からの移行と想定され、通信量（トラフィック）及びマイライン登録のシェアを踏まえれば、東西地域において法人向け IP 電話サービスを導入する法人の多くは、NTT 東西の固定電話利用者であると考えられる。すなわち、NTT 東西が「法人向け IP 電話サービス（仮称）」を開始することで獲得する顧客の多くは、もともと NTT 東西の自身の顧客と推定される。

） 市場画定と競争の進展状況

現在、固定電話に加入する法人にとっては、法人向け IP 電話サービスは、通信コスト等の観点から、固定電話サービスに置き換わる魅力的なサービスである。この場合、法人向け固定電話サービスと法人向け IP 電話サービスの代替関係は大きく、同一の市場を構成していると考えるのが適当である。このような市場において、NTT 東西が「法人向け IP 電話サービス（仮称）」を提供することによる影響は、東西地域における固定電話利用者の多くが NTT 東西の顧客であると想定されることから、同一市場内で NTT 東西のサービスから NTT 東西のサービスへの利用者の移行として現れる。

他方、法人向け IP 電話サービスを既に導入している法人にとっては、固定電話サービスはもはや代替的なサービスとは考えられない。したがって、このような法人にとっての法人向け IP 電話サービスの市場は、固定電話サービスとは別の市場として画定され、競争の進展状況を検討するのが適当である。法人向け IP 電話サービスについては、上述のとおり、既に多くの電気通信事業者が競争的に提供している現状にある。

【意見 22】

競争進展を判断するにあたっては、「設備ベース」で判断すべきであり、NTT 東西のボトルネック独占性が、競争の結果獲得したものではなく、公社時代からの資産であることも十分考慮することが必要である。

- 特に、新規サービスでは、加入者回線の九十数%（設備ベース）を有している場合であっても、当初は「サービスベース」のシェアが低い場合があり、加入者回線のボトルネック独占性によりその後のシェア拡大のみならず、広範においてボトルネック独占性に起因する支配力を濫用する恐れもあることから、ガイドラインに従い、「設備ベース」の競争進展を基本とすべきと考えます。

NTT 東西の有するボトルネック独占性が、「サービスベース」とは異なり、競争の結果獲得したものではなく、通信自由化より前の公社時代からの資産であるといった点を十分考慮した上で、判断することが必須と考えます。

【KDDI(株)】

【意見 23】

「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の報告書を踏まえ、市場画定の根拠や検討過程を明らかにすべきである。

- 総務省は、「獲得する顧客の多くは、もともと NTT 東日本 / 西日本自身の顧客と推定される」とし、法人向け固定電話サービスと法人向け IP 電話サービスが「同一の市場を構成していると考えるのが適当」と市場を画定した上で、「東日本 / 西日本地域における固定電話利用者の多くが NTT 東日本 / 西日本の顧客であると想定されることから、同一市場内で NTT 東日本 / 西日本のサービスから NTT 東日本 / 西日本のサービスへの利用者の移行として現れる」と結論づけているところです。

獲得する顧客については、ボトルネック独占性に起因する営業活動により、他事業者の直収電話、IP 電話、長距離電話等の顧客も多く含む可能性があることから、上記の考え方は不相当と考えます。

市場画定については別途、総務省「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」にて検討した結果を踏まえ、今後、具体的実施に係るガイドラインが策定されることとなっております。

行政の説明責任を担保するため、上記の市場の画定の根拠や検討過程をご説明戴きたいと考えます。

【KDDI(株)】

- 「総務省の考え方」においては、固定電話サービス市場から IP 電話サービス市場への代替性は認めているものの、その逆の場合は代替性を認めず、別の市場とされています。

特に、IP 電話サービス加入後については、「もはや代替的なサービスと

【考え方 22】

ボトルネック設備のオープン化措置が講じられ、多様な事業者により多様なサービスが提供されていることを踏まえれば、競争の進展状況について、ボトルネック設備の保有のみをもって判断することは適切でなく、広くパブリックコメントの招請を経て策定されたガイドラインにおいても、その旨明確化されているところである。

なお、競争政策の観点からは、ボトルネック独占性があるか否かが論点となるものであり、ボトルネック独占性の由来が直ちに問題となるものではない。

【考え方 23】

パブリックコメントを招請した「総務省の考え方」において市場画定の検討を行ったのは、ガイドラインにおいて電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度を評価するにあたって、「競争の進展状況」が判断要素の一つとされていることを踏まえ、この「競争の進展状況」を評価する必要があるからである。

この際、広く関係事業者も参加して本年 7 月に取りまとめられた「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の報告書に示された考え方を参考としたが、競争評価自体の導入については今後、総務省としてその基本方針を示し実施していくこととしており、現在はその準備途上にあつて、その結果を本件に活用できる段階にはない。

は考えられない。」として別市場と断じているが、「総務省の考え方」において十分な理由が見受けられません。

市場画定の結論によっては、認可の判断に大きな影響を与えることになるので、「総務省の考え方」における市場画定の根拠及び検討過程について、より詳細な説明が必要と考えます。

もし代替性がないのであれば、法人向け IP 電話サービス及び固定電話サービスは個々の利用者のもとで並存するはずですが、現実には既存の固定電話サービスを IP 電話サービスと置き換えている利用者が存在しています。これは、両者の間の代替性の存在を示す一例です。また例えば、今般のような法人向け IP 電話サービスに加入したユーザが、その料金が高くなった場合に、固定電話サービスに戻らないという保証は現時点では見受けられません。

一方、今般の法人向け IP 電話サービスについていえば、前述の通りサービス内容及び価格面に関して双方向に代替性があるものとも考えられます。また、既存の IP 電話サービスにおいて、0AB-J 番号を付与しているものは現状ほとんどなく、法人向け IP 電話サービスと既存の IP 電話サービスとの間に十分な代替性があるとはいえません。この点からも既存の IP 電話サービスとのみ同一市場とするのは妥当ではありません。

このような市場の代替性について検証するのであれば、ユーザの意見や競争事業者の意見を広く求め、総合的な検討の後に判断を行うことが必要となります。例えば、総務省の「IP 化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」において検討した「有効競争レビュー」は、そのための有効な手段の一つと考えますが、まだ実施された事はありません。

【C&W IDC株】

- 今回の NTT 東西殿の認可申請に対する総務省殿の判断は、以下の考えに基づくものと思われます。

今後加入電話から IP 電話への移行を行うユーザーの市場

加入電話と同一の市場であり、加入電話で最大シェアを持つ NTT 東西殿のユーザーが NTT 東西殿の IP 電話に移行するものと考えられ、単なる同一市場におけるサービスの利用移行であり、公正競争上問題はない。

既に IP 電話に移行したユーザーの市場

IP 電話から加入電話に戻ることはありえず、加入電話とは同一の市場ではない。IP 電話市場は既に競争市場であるため、公正競争上問題はない。

しかしながら、以上のような市場分けに基づく判断は、公正競争ガイドラインにおける「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度の評価としては誤っているものと考えます。

まず、そもそも論理的に上述のような市場分けは成り立たないものと考えます。すなわち、上述に基づく市場分けを行った場合、NTT 東西殿の加入電話から NTT 東西殿の IP 電話へと移ったユーザーの市場と、他社の IP 電話ユーザーの市場とが異なる市場であることとなります。

問題となるのは、現在はまだ加入電話市場に対して IP 電話市場が 圧倒的に小さく、競争評価を行う段階には至っていないということです。

【日本テレコム株】

【意見 24】

IP 電話市場の競争状況に基づいて認可の是非を判断するのであれば、海外の議論を参考にして、更なる議論が必要である。

- 8 月末、米国ミネソタ州において VoIP 提供企業にも電話会社を対象とした規制を適用するという決定が下されました。
イギリスにおいては、Ofcom より国際通信における VoIP バイパスを固定電話と同等の規制の下で運用するという文書が発出されています。
このように、諸外国においても IP 電話に関する規制の適用が検討されている状況です。一方、日本においては IP 電話市場の画定やその競争状況について十分な議論がなされているとはいえません。IP 電話市場の競争状況をもとに認可の是非を判断するのであれば、更なる議論が必要なものと考えます。

【C&W IDC(株)】

【意見 25】

市内の固定電話市場における NTT 東西のシェアが IP 電話市場にもそのまま継続され、IP 電話市場でも独占構造になるおそれが高い。

- NTT 東西が加入者回線の九十数%（設備ベース）を有している加入電話に代表されるアクセス系サービスにおいて構築された設備のボトルネック独占性に起因する優越的な経営リソース（営業体制等）を流用することにより、IP 電話サービスにおいても圧倒的なシェアを有することが可能となります。

（補足）ボトルネック独占性に起因する経営リソース

「ボトルネック設備との密接関連性」について判断するにあたっては、下図 ～ を考慮すべきと考えます。（後述参照）

ガイドライン策定時の総務省の考え方に示されている、「電話等と一体となった新たなサービスを提供しようとする場合には、公正な競争を確保するためにより厳格な措置が求められる」ことについて考慮することが必要と考えます。（以下*2 参照）

下図に示す、本来業務の経営リソースを進出業務に流用する場合の具体例を考慮すると、サービスベースのみで競争進展を判断すべきではなく、電話（基本料含む）専用線等の本来業務と併せて「ボトルネック設備との密接関連性」を評価すべきと考えます。

【考え方 24】

今回認可申請のあった活用業務については、パブリックコメントの招請を経て、我が国の現行法令及びガイドラインに基づいて審査した結果、認可条件を付すことにより、地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、認可することとしたものである。

【考え方 25】

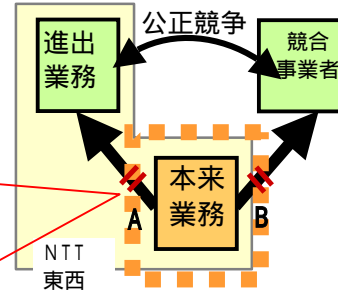
NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）に関して新たに設置される主な設備は、ルータ（他事業者の網へ振り分けを行わないもの）、コールエージェント、SIP サーバであり、これらは、いずれも市場において競争的に調達可能なものであることから、他事業者も当該設備を設置することにより同様のサービス提供が可能であり、既に多くの事業者が法人向けに IP 電話サービスを提供している。

したがって、固定電話の利用者が IP 電話に移行する際に、他事業者は、競争により顧客を獲得することが可能であり、固定電話の加入者回線数におけるシェアが高いことをもって、必ずしも IP 電話市場におけるシェアが高くなるものではない。

公正な競争環境下で競争した結果、NTT 東西のシェアが大きくなったとしても、そのことをもって直ちに公正競争上問題となるものではない。

ただし、アンバンドルされた第一種指定電気通信設備の利用については、NTT 東西と他事業者との間で同等性が確保されるべきであり、引き続き NTT 東西の接続約款において、そのような規定が整備されることが適当である。

【本来業務の経営リソースを進出業務に流用する場合の具体例（一例）】
 加入電話料金請求書へのフレッツサービス等の営業チラシ封入
 加入電話とフレッツサービス等との合算請求
 アカウントマネージャーの営業活動（顧客情報の流用等）
 高いシェアを有する本来業務とのバンドルサービス
 （～：以下*1参照、～：以下*2参照）



（*）ガイドライン策定時の総務省の考え方抜粋

1 上記～にあたって考慮すべき事項

（ボトルネック設備との関連性）

ボトルネック設備との関連性については、個別のサービスの内容・提供形態等によって異なり得るものであるため、個別の申請に係る審査の中で明らかにしていくことが適当と考える。

（ボトルネック設備以外の要素）

市場支配力の濫用のおそれはボトルネック設備の所有のみによって判断されるものではなく、「地域通信市場における競争の進展状況」及び個別の業務の提供形態における「ボトルネック設備との関連性」を『重点的に考慮』し、その他の要素も含め、総合的に判断することとしている。

2 上記～にあたって考慮すべき事項

（バンドルサービス）

電話等と一体となった新たなサービスを提供しようとする場合には、公正な競争を確保するためにより厳格な措置が求められることとなる。と考える。

【理由】

支配力濫用の恐れがあることから、ボトルネック独占性を有するNTT東西については、例えば以下について考慮することが不可欠と考えます。

【本来業務の経営リソースを進出業務に流用する場合の具体例】（あくまで一例）

加入電話料金請求書への進出業務の営業チラシ封入

ボトルネック性を有する加入電話（本来業務）で得た顧客情報を保有するNTT東西が、加入電話の料金請求書に進出業務に関する営業チラシを同封することは、他事業者に対し明らかに優位。（“同封”に限らず類似の営業行為の全てにつき同様）

加入電話と進出業務との合算請求

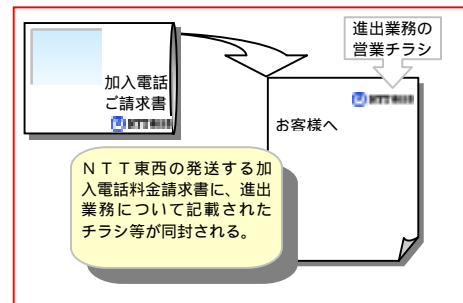
上記と同様。

アカウントマネージャーの営業活動（顧客情報の流用等）

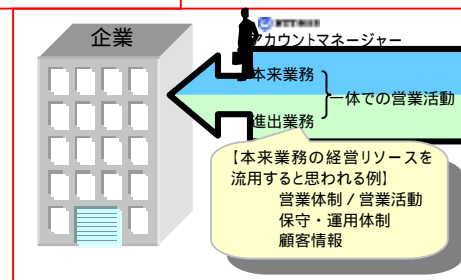
例えば、NTT東西の企業向けのアカウントマネージャーが、本来業務と進出業務を一括で企業に対して営業活動を行うことは、ボトルネック性を有する業務の経営リソースを他の業務に持ち込んでいることになり、他事業者に対し明らかに優位。

高いシェアを有する業務とのバンドルサービス

NTT東西のバンドルサービスは、高いシェアを有する業務で得た支配力を他の業務において濫用することを意味する。これは、公正競争上問題があるとともに、構造的・継続的に競争が進展せず、結果としてお客様の利便性の向上を阻害することとなる。



(上図はNTT 東日本の例。
NTT 西日本も同様。)



【KDDI(株)】

- 利用者の視点から見た場合、固定電話サービスと同等と考えられます
以下に、法人向け IP 電話サービスと固定電話サービスのサービス内容を比較します。これより、法人向け IP 電話サービスは固定電話サービスと実質的に同等なサービスといえます。特に、利用者の視点において、利用者はこのサービスが IP 電話サービスであるという認識を特段持つことはないものと考えます。

	法人向け IP 電話サービス	固定電話サービス
音声品質	固定電話相当	固定電話
着信番号	0AB-J 番号を使用	0AB-J 番号を使用
ナンバーポータビリティ	利用可能	利用可能

また、法人向け IP 電話サービスの申請内容と同様に、NTT 東西が固定電話サービスにおいて禁止されている県間通信等を一体的に提供した場合を仮定すると、やはり利用者の視点においては両サービスは同等と認識されるものと考えます。

	法人向け IP 電話サービス	固定電話サービス (県間・国際呼は 本来規制対象)
ダイヤリング	NTT 東西の識別番号を使用、若しくは識別番号を使用しない	NTT 東西の識別番号を使用、若しくは識別番号を使用しない
請求書	NTT 東西による提供としてのみ記載	NTT 東西による提供としてのみ記載

従って、サービスの性格（内容）の点からは、固定電話サービスと代替性を持ち、競合するものです。

○ 法人向け IP 電話サービスは、固定電話と同一市場

上記において述べたように、今回申請された法人向け IP 電話サービスは固定電話と利用者視点において同等なサービスであり、サービス内容について代替性が認められるものと考えます。

また、価格（通信コスト）面については、NTT 東西が法人向け IP 電話サービスに係る料金を明らかにしていないので厳密な議論はできませんが、次表のようなものと想定されます。この場合、利用状況にともなう固定費と変動費のバランスによっては、価格面でも競合の可能性が存在するものと考えられます。

	法人向け IP 電話サービス		固定電話サービス
固定費 (定額料金)	イーサネットサービスを用いた加入者回線料金	>	固定電話の基本料
変動費 (通信料)	固定電話サービスより低価格な通信料の設定が予想される	<	固定電話の通話料

このため、今般の法人向け IP 電話サービスに係る市場は、固定電話と同一の市場を形成するものと考えられます。

従って、本申請の認可の可否の検討においては、NTT 東西が固定電話サービス市場においてボトルネック設備の保有による独占的地位を十分に考慮する必要があります。

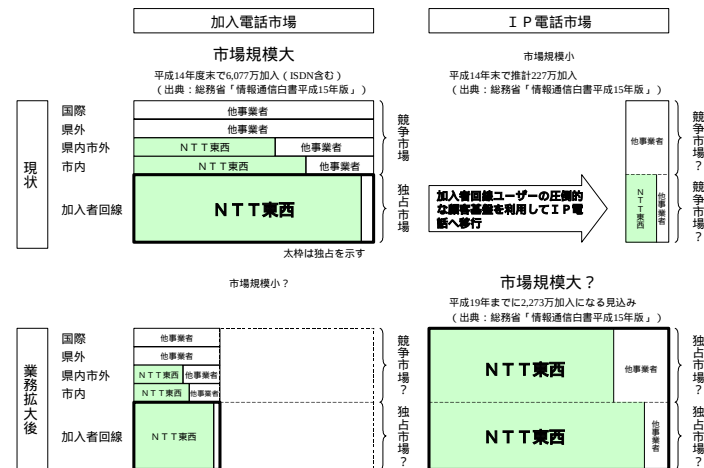
【C&W IDC株】

○ NTT 東西は NTT 東西が有している加入者回線設備とその顧客基盤をベースに NTT の分割、マイライン制度導入後も依然として固定電話市場において高いシェアを有している。NTT 東西が市内固定電話市場における顧客基盤をベースに市内固定電話市場で獲得している顧客を IP 電話市場においても獲得し、独占することが危惧される。IP 電話サービスの利用者のほとんどは、固定電話からの移行と想定されるので、現在の市内固定電話市場における NTT 東西のシェアが IP 電話市場でもそのまま継続される結果が容易に推測される。

【ソフトバンク BB株】

○ 市場規模が大きく NTT 東西殿のシェアが圧倒的に大きい加入電話市場における加入電話ユーザーが事業者の変更なしに IP 電話に移行した場合、IP 電話市場においても NTT 東西殿の独占構造になるおそれがあります。

総務省殿の考えにもあるように、今回申請されている IP 電話へ移行するユーザーは、現在 NTT 東西の加入電話ユーザーと考えられます。加入電話は、加入者回線をベースに、市内・県内市外・県外・国際電話のそれぞれにおいて競争市場が形成されております。一方、NTT 東西殿の IP 電話サービスは、加入者回線および通話のすべてを提供することになります。すなわち、公社時代からの顧客基盤によって加入電話市場において圧倒的なシェアを持つ NTT 東西殿は、自社ユーザーを IP 電話に移行することにより、IP 電話市場においては長距離・国際通話まで含めて有利に圧倒的なシェアを獲得することが可能となります。



【日本テレコム(株)】

- 現在の直収等サービスの加入者回線数から見ても、NTT 東西殿のシェアは 90%以上と高く、NCC によるシェアの拡大は極めて難しい状況であることを勘案すると加入者回線の他事業者への切り替えは非常にハードルが高い。

この IP 電話サービスにおいても、NTT 東西殿が一旦設置した回線は将来にわたり他事業者へ切り替わる可能性は低く、NTT 殿による寡占市場を形成する可能性が非常に高いと考えます。

【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】

- 今回の NTT 東西殿の認可申請に対する総務省殿の判断は、今後加入電話から IP 電話への移行を行うユーザーの市場と既に IP 電話に移行したユーザーの市場とに分け、公正競争上問題ないとの評価を行っているが、評価の方法として誤っている。

問題となるのは、NTT 東西殿は独占的地位をもつ加入電話サービスにおけるユーザーを、その優越的な経営リソースの流用等によって本サービスに移行させることが可能であることである。

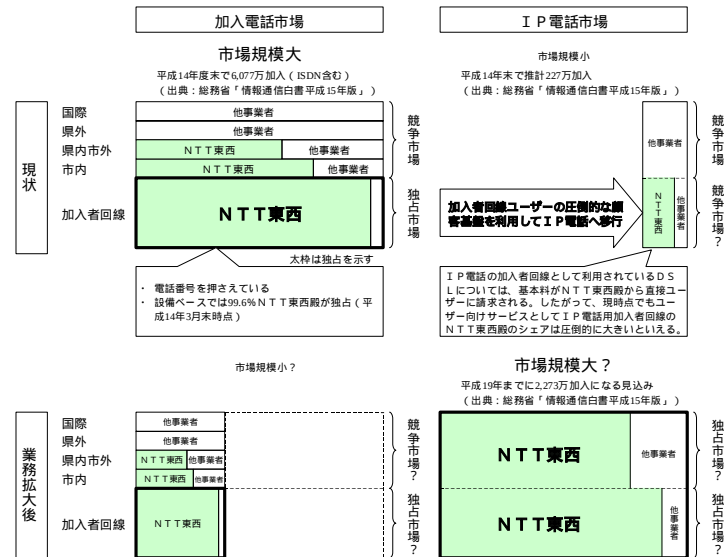
IP 電話の市場規模は加入電話に対して圧倒的に小さく、未だ立ち上がり期にある。さらに、現時点での IP 電話市場は 050 番号を中心とした市場であり、本サービスは既存電話番号からの同番移行を行うもので、異なった市場の展開が予想される。したがって、IP 電話市場を競争的であると認定

し、NTT 東西殿の県内・県間・国際を含めたサービスを「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がないものと判断することは時期尚早である。

また、問題となるのは、加入電話の優越的な地位を用いて、IP 電話市場に比べ規模の大きな加入電話市場から NTT 東西殿の加入電話ユーザーがそのまま IP 電話に移行した場合、IP 電話市場において NTT 東西殿が長距離・国際通話まで含めて有利に圧倒的なシェアを獲得（独占）することが可能なことである。市場が競争的か否かについて十分な検証を行わず認可を行い、独占的環境が形成された後に事後的な措置を講じたとしても時期を失することになる。

したがって、今回の申請に基づく業務拡大は、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がないと判断するには時期尚早であり、進出業務を認可すべきではない。

加入電話の顧客基盤を利用した IP 電話ユーザー獲得のイメージ（サービスベースでの競争状況）



【16 社連名】

【意見 26】

NTT 東西による IP 電話サービスへの参入は、NTT 東西が参入していない既存の固定電話における県間・国際市場を自動的に消滅させるものであり、競争上問題である。

- NTT 東西殿が参入していない既存固定電話における選択中継事業者の市場（県間・国際）を、自動的に消滅させるものであることも競争上問題と考えます。

【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】

【考え方 26】

固定電話サービスと IP 電話サービスの競争の結果、IP 電話サービス市場が拡大して、固定電話サービス市場が縮小することは、利用者の選択によるものであり、また、選択中継事業者においても、IP 電話サービスを提供することは可能であることから、公正競争の確保に関して問題となるものではない。

【意見 27】

NTT 東西が固定電話と同等のサービスを、県間・国際まで含めて提供することは、NTT 東西に係る既存の業務範囲規制を免れるものである。

- 申請されている法人向け IP 電話サービスと固定電話サービスは同一の市場とみなされる要因が多くあり、NTT 東西の加入者回線（ボトルネック設備）を保有することによる独占力を考慮して認可の是非を判断されるべきです。

本申請が認可され、NTT 東西が法人向け IP 電話サービスを長距離 / 国際等まで一体的に提供することとなった場合；

- NTT 東西はボトルネック設備の保有による独占性に基づく加入者回線の顧客ベース及び営業力をもとに、NTT 東西の固定電話利用者を当該法人向け IP 電話サービスに移行させることが可能となります。
- 長距離 / 国際等まで一体的に提供することにより、NTT 東西のボトルネックの保有による独占的な立場を用いて、他事業者が提供する直収電話、長距離 / 国際電話、IP 電話等の利用者についても移行を促す可能性があります。

従って、固定電話サービスにおいては県間伝送等については選択中継が義務づけられているにもかかわらず、NTT 東西は実質的に固定電話と同等のサービスを、他事業者の役務提供区間まで含めて一体的に提供することになります。このことは、NTT 東西がその独占性を維持したまま、既存の業務範囲規制を免れることを意味するものです。

また、未だ小さな市場規模である IP 電話市場においては、既存の IP 電話サービスと比較して多くの優位性（固定電話と同等のサービス、公社時代から歴史的に築かれてきた加入者回線の独占力を用いたレバレッジ等）を持つサービスの参入により、NTT 東西の独占若しくはそれに近い状態が達成されるものと予測できます。

以上により、固定電話市場及び IP 電話市場の双方において、全体的に NTT 東西の影響力が拡大し、その独占力を拡大することとなります。

【C&W IDC株】

- NTT法第2条5項において、「地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。」と規定されている。従って、NTT東西が既存の経営資源を活用し、地域電気通信事業としてIP電話事業を行うことは問題がない。しかし、NTT東西が既存経営資源の活用し、IP電話という新たな業務を営むことが、直ちにNTT法第1条2項に規定された地域電気通信事業という範囲を超えて地域をまたがる電気通信事業を営むことを容認されることにはならない。

しかるに、今回の申請案は、県間通信におけるエンドエンド料金をNTT東西が設定するものであること、中継事業者の選定をNTT東西が行い、かつ中継事業者を1社に限定するものであることから、地域電気通信事業と

【考え方 27】

NTT 東西については、NTT 法に基づき、地域電気通信業務等の他、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない場合に、総務大臣の認可を受けて活用業務を実施し得るものとされているところである。

今回認可申請のあった活用業務については、パブリックコメントの招請を経て、法令及びガイドラインに基づいて審査した結果、認可条件を付すことにより、地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることから認可することとしたものであって、「既存の業務範囲規制を免れる」ものではない。

NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）に関して新たに設置される主な設備は、ルータ（他事業者の網へ振り分けを行わないもの）、コールエージェント、SIP サーバであり、これらは、いずれも市場において競争的に調達可能なものであることから、他事業者も当該設備を設置することにより同様のサービス提供が可能であり、既に多数の事業者が法人向けに IP 電話サービスを提供している。

また、NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）は、当該設備と第一種指定電気通信設備を用いて提供されるものであるが、

第一種指定電気通信設備との接続については、その条件等が NTT 東西の接続約款等に規定されていること、

NTT 東西の接続約款等に基づいてこれらの設備と接続を行う又はダークファイバと接続し、自らメディアコンバータ等の局内装置を NTT 東西の局舎に設置（コロケーション）することにより、他事業者も NTT 東西と同様のサービスを提供し得ること

から、新たに設置される設備については、既存の第一種指定電気通信設備とは切り離されて検討が行われることが適当であると考えられるものである。

したがって、少なくとも現時点においては、当該設備を第一種指定電気通信設備として指定することは適当ではない。

ただし、市場における競争の状況如何によって

	いう範囲を大きく逸脱し、広域電気通信サービスに進出しようとする以外のなにものでもない。つまり、NTT東西が既存経営資源を活用しIP電話という新たな業務を営むことと、広域電気通信サービスに進出することは、まったく別の話であり、IP電話事業を営むことが許されたとしても、何ら制限なく広域電気通信事業に進出して良いということにはならない。 IP電話と従来の固定電話は技術的な仕組みが異なるだけであり、NTT東西のIP電話そのものは、他事業者との接続という観点から見ると、従来の固定電話と何ら異なる点はない。従って、NTT東西がIP電話事業を新たに営むのであれば、公正な競争の継続的な確保が行われたうえで、認可される必要がある。 【ソフトバンク BB㈱】	は、当該設備を指定すべきか否かについて、再検討が行われることが適当である。
ボトルネック設備との密接関連性 当該活用業務における県間伝送等については、他事業者との相互接続により行うこととしていることから、当該県間伝送等の区間について役務を利用者に提供しているのは、NTT 東西と接続している他事業者ある。活用業務に該当するのは、当該他事業者との合意に基づく料金設定であり、当該活用業務を実施するにあたって、ボトルネック設備と密接に関連した新たな設備を構築するものではない。 なお、中継系交換設備等の既存のボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として既に接続約款に基づくオープン化措置が講じられている。	【意見 28】 ボトルネック設備との密接関連性について明示すべきである。 ○ 総務省の考え方において「ボトルネック設備との密接関連性」に係る判断を明示すべきと考えます。 【KDDI㈱】	【考え方 28】 パブリックコメントを招請した「総務省の考え方」において、「今回申請のあった活用業務に関して、新たにボトルネック設備を構築するものではない」と、「既存のボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として既に接続約款に基づくオープン化措置が講じられている」ことを明確化している。
	【意見 29】 ボトルネック設備との密接関連性の有無を判断するにあたっては、ボトルネック独占性に起因する営業活動を考慮すべきである。 ○ ガイドラインに規定するように「重点的に考慮」した上で、ボトルネック設備との密接関連性の有無を明確に判断すべきと考えます。 判断にあたっては、このようなボトルネック独占性に起因する競争環境への影響を、具体的に検討すべきと考えます。少なくとも、 加入電話や本件申請のアクセス回線に利用されるイーサ系サービス等の料金請求書への進出業務の営業チラシ封入 加入電話や本件申請のアクセス回線に利用されるイーサ系サービス等と進出業務との合算請求 アカウントマネージャーの営業活動（顧客情報の流用等） 等についての判断を明示した上で、総合的に判断すべきと考えます。 【KDDI㈱】	【考え方 29】 例示されている事項は、営業活動に係るものであって、ボトルネック設備とは関係のないものである。 なお、及び の行為については、直ちに競争上問題となるものではないが、については、例えば、接続の業務により知り得た他事業者の情報をもとにアカウントマネージャーや工事業者が営業活動を行った場合には、電気通信事業法第 37 条の 2 の禁止行為規定に抵触するものと考えられる。
(2)ステップ 2 公正な競争を確保するために必要な措置		
パラメータ 1 ネットワークのオープン化 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 法人向け IP 電話サービスの県間通信等の実現にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、法人向け IP 電話サービスの県間通信等に係る	【意見 30】 新たに設備を構築するものではないことをもって直ちにボトルネック設備との密接関連性がないと判断すべきでなく、法人向け IP 電話サービス（仮称）に関して、アクセス回線を含めて第一種指定電気通信設備とすべきである。	【考え方 30】 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）に関しては、公表されている NTT 東西の認可申請書でも明らかなように、足回り回線について、NTT 東西自身のイーサ系サービスに限定されるものではなく、100Mbps 等の大容量の帯域保証型のものであれば、利用者の意向により、他事業者のサー

料金設定にあたり、新たに構築する設備及び機能はない。

他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能としてアンバンドルし、接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考ええる。

【総務省の考え方】

当該活用業務を行うにあたっては、NTT東西自ら県間伝送路設備等を新たに設置するのではなく、他事業者の電気通信設備との相互接続によることとしており、交換設備での接続の条件等については、既に接続約款に規定されていることから、現段階で何らかの具体的な措置を求めることは必要ではないと考えられる。

しかしながら、本パラメータに関連して、NTT東西においては、法人向けIP電話サービス（仮称）の提供に関して、いわゆる「0AB～J」番号を利用することとしており、NTT東西の加入電話又はISDN利用者がIP電話に移行する際には、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティのシステムを活用せずとも同番移行を実現し得る立場にあることから、認可条件案として付しているとおり、公平性を確保するための措置が必要である。

- アクセス回線に利用するイーサ系サービスに係る設備が第一種指定電気通信設備であることから、ボトルネック設備との密接関連性は高いと考えます。

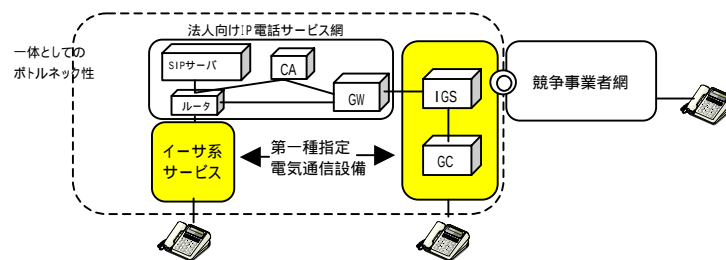
「新たな設備を構築するものではない」ことをもって直ちに、ボトルネック設備との密接関連性がないと判断されるべきでないと考えます。

- 法人向けIP電話サービスに係る申請では、設備構成に「法人向けIP電話サービス網（仮称）」とありますが、当然、当該設備は第一種指定電気通信設備とすべきと考えます。

(1) 本件申請のアクセス回線には、第一種指定電気通信設備を用いたイーサ系サービス（100Mbps 帯域保証のイーサネット接続。メトロイーサ、アーバンイーサ）を利用するとし、また、競争事業者との接続は、同様に第一種指定電気通信設備である既存の電話網との接続になるとしています。

当該サービスを提供する上で中心的な機能を持つ「法人向けIP電話サービス網（仮称）」部分についても、アクセス回線部分や既存電話網と一体となってボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備として、公正な接続条件を担保すべきと考えます。

(2) ボトルネック独占性を有するNTT東西が設置する端末系伝送路設備（加入者回線）と一体として使用する設備については、お客様が当該加入者回線から他事業者のサービスも選択できる等、既存の固定網と同等の機能を提供することにより競争環境を整備すべきと考えます。この場合、他事業者にとって当該サービス網はボトルネック独占性を有する部分となることから、当該サービス網の接続条件を第一種指定電気通信設備として接続約款に規定すべきと考えます。



【KDDI(株)】

- 「総務省の考え方」においては、「新たに構築する設備及び機能はない」こと、及び「交換設備での接続の条件等については、すでに接続約款に規定されている」ことなどから具体的な措置を求める必要はないとしています。

しかし、申請されている法人向けIP電話サービスのアクセス回線として用いるイーサネットサービス（メトロイーサ及びアーバンイーサ）は指定電気通信設備とされており、「法人向けIP電話サービス網（仮称）」と接続することとなっています。そして同じく指定電気通信設備である既存の固定電話網を介して他事業者のネットワークと相互接続することとされてい

ビスを利用する余地があるものである。

NTT東西の法人向けIP電話サービス（仮称）に関して新たに設置される主な設備は、ルータ（他事業者の網へ振り分けを行わないもの）、コールエージェント、SIPサーバであり、これらは、いずれも市場において競争的に調達可能なものであることから、他事業者も当該設備を設置することにより同様のサービス提供が可能であり、既に多数の事業者が法人向けにIP電話サービスを提供している。

また、NTT東西の法人向けIP電話サービス（仮称）は、当該設備と第一種指定電気通信設備を用いて提供されるものであるが、

第一種指定電気通信設備との接続については、その条件等がNTT東西の接続約款等に規定されていること、

NTT東西の接続約款等に基づいてこれらの設備と接続を行う又はダークファイバと接続し、自らメディアコンバータ等の局内装置をNTT東西の局舎に設置（コロケーション）することにより、他事業者もNTT東西と同様のサービスを提供し得ること

から、新たに設置される設備については、既存の第一種指定電気通信設備とは切り離されて検討が行われることが適当であると考えられるものである。

したがって、少なくとも現時点においては、当該設備を第一種指定電気通信設備として指定することは適当ではない。

ただし、市場における競争の状況如何によっては、当該設備を指定すべきか否かについて、再検討が行われることが適当である。

ます。

従って、NTT 東西の申請において「法人向け IP 電話サービス網（仮称）」とされている設備については、指定電気通信設備としてアンバンドルすべきものと考えます。

「法人向け IP 電話サービス網（仮称）」部分は、当該サービスの中心となる機能を果たすものであり、これを指定電気通信設備として接続約款に接続条件を記載し、アンバンドル化しない限り、公正な接続条件は担保されないものと考えます。

NTT 東西が将来に IP 電話サービスに係るネットワークを構築/拡大していくことがある場合であっても、指定電気通信設備として開放していく必要があるものと考えます。

【C&W IDC(株)】

- 当該県内 IP 電話は指定電気通信設備に含まれるかどうかを明らかにしていただくことを要望いたします。

【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】

【意見 31】

県間・国際については、従来の固定電話網と同様に接続事業者による料金設定・選択中継とするべきである。

- 特に法人向け IP 電話サービスによる業務範囲の拡大は、利用者の視点から見た場合、実質的に既存の固定電話サービスと同等のものと判断せざるを得ません。NTT 東西は中継・国際呼については固定電話サービス同様に選択中継を行い、中継・国際事業者のサービスとして提供すべきものと考えます。

【C&W IDC(株)】

- 今回の申請に基づく業務拡大は、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度が極めて大きいものと考えます。

これは、そもそも NTT 東西殿が完全独占時代からの資産である加入者回線の圧倒的な顧客基盤をもつことから生じる問題であり、顧客情報の開示など、「公正競争ガイドライン」に示された 7 つのパラメータを満たすだけでは十分に他事業者との公正な競争を確保することができないと考えます。すなわち、「個別の事案ごとに具体的な措置の必要性、妥当性を判断する」（「公正競争ガイドライン」）ことが必要であり、具体的には以下に示すように、独占を発生させない、もしくは独占となった場合でも公正競争を確保できるような措置を取る必要があると考えます。

NTT 東西殿が IP 電話市場における「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度は極めて高いものと考えられ、また、前項の図に示すように既存の電話市場の縮小による影響も大きいと考えます。したがって、原則としては、今回の活用業務を認可すべきではないと考えます。活用業務ではなく、国際・県間通話部分は他事業者が料金設定を行って提供する形態をとるべきと考えます。

仮に認可する場合においても、NTT 東西殿が IP 電話市場を独占するおそれが高いことから、NTT 東西殿の IP 電話網からの発信サービ

【考え方 31】

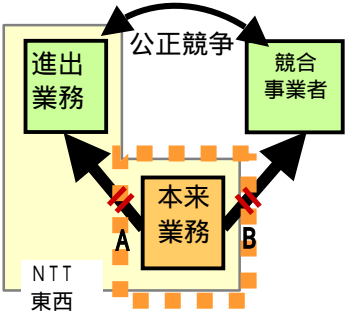
相互接続により構築されたネットワークを用いたサービスの料金設定に関しては、発側設定、着側設定、ぶつ切り設定といった様々な形態が想定されるが、いずれを選択するかは、事業者間の合意に基づき決定されるのが通常である。

また、料金設定等について、事業者間で合意に至らない場合には、電気通信事業法第 39 条第 1 項又は同条第 3 項による協議開始命令又は裁定等の対象となり得るものであり、当該紛争処理手続を活用することが可能である。

今回認可申請のあった活用業務については、パブリックコメントの招請を経て、法令及びガイドラインに基づいて審査した結果、認可条件を付すことにより、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、認可することが適当である。

スについて、他事業者が相互接続・料金設定を行って自社サービスとして提供できるようにすべきと考えます。 【日本テレコム(株)】	
○ 指摘のとおり、また下記の点からも現在の固定電話と同じ市場と考えます。 ・ 同一 0AB～J 番号を利用する電話であること。 ・ アナログ電話と同じ通話品質であること。 ・ ユーザーのダイヤル手順等利用方法が固定電話と同じであること。 当該 IP 電話に加入されるユーザーのほとんどは、固定電話からの切替えによるものと予想され、固定電話市場と同一市場と捉えることができると考えます。 既存固定電話において NTT 東西殿の加入者回線数のシェアは、90%以上を占めており、同一市場で単なる「利用者の移行」先の IP 電話は、NTT 東西殿が既に独占している市場と捉えることができると考えます。 更に県間・国際通信については、切替え後の IP 電話では、県間の中継選択事業者に参入余地はなく排他的市場を形成することから、既存固定電話市場の競争条件に比べ条件が悪化し、県間・国際においても独占が行なわれるおそれが非常に高いものと考えます。 よって、同一市場である固定電話サービス(0AB～J を利用した IP 電話)であることから、現状と同じ選択中継方式を適用すべきだと考えます。 【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】 ○ 県間や国際のサービスは、接続事業者の料金設定とすることで利用への支障は無く、接続事業者を開放することによって更に料金等の選択の幅が広がり、利用者の利便の向上に資すると考える。 【16 社連名】	
【意見 32】 NTT 東西のメガデータネット及びメトロイーサ(アーバンイーサ)サービスについて、アクセスチャージ化を検討すべきである。 ○ 平成 13 年にデータ伝送役務が指定電気通信設備化される以前に提供が開始されたサービスであるメガデータネット及びメトロイーサ(アーバンイーサ)について、NTT 東西指定設備利用部門と接続事業者との公平性担保のために、早急にアクセスチャージ化することが必須と考えます。 本年 3 月 14 日付の NTT 東西接続約款の変更認可では、メガデータネットの PVC メニューのアクセスチャージ化が適当である旨示されたところです。さらに、メガデータネットの CUG メニュー及びメトロイーサ(アーバンイーサ)のアクセスチャージ化についても、検討すべきと考えます。 【KDDI(株)】	【考え方 32】 メガデータネット等の料金設定に関する考え方は、平成 15 年 3 月 14 日付情報通信審議会答申別添考え方 3 のとおりである。 ただし、東京 23 区及び大阪市というエリアにおいては、メトロイーサと同様のサービスを他事業者が提供しており、代替性が存すると考えられるが、今後、NTT 東西が市場環境の異なるエリアにおいてサービス展開した場合には、NTT 東西が提供するイーサ系サービスについて、接続料を設定することについて検討が行われることが適当である。
【意見 33】 NTT 東西は、IP 電話事業収益を IP 電話端末へ着信する他の事業者から「網使用料」として回収しようとしている。	【考え方 33】 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス(仮称)の端末からの発信呼について、仮に、料金がコストに見合っておらず、不当な競争を引き起こすものであり、利用者の利益を阻害する場合には、電気

	○ NTT が発出した「事業者間協議」文書によると、IP 電話事業収益を IP 電話端末発信呼から回収せず*、IP 電話端末へ着信する他の事業者から「網使用料」として回収しようとしているかに見える。 更に NTT が提供する IP 電話端末に他事業者が接続した場合、NTT から請求される「網使用料」は、新規事業に関わらず不当に高く、なおかつ NTT の IP 網の構造（アーキテクチャ）から、ZC（IC）階梯接続に比べ GC 階梯接続が高額になる様に設定されている。 中継事業者や発信端末事業者にとって、接続に当って（共通線信号などによって）接続先が IP 電話端末であるか否かを判定する術が保障されておらず、ZC 又は GC 接続のいずれで呼を疎通すべきかの選択権が剥奪されており不利益となる。 またこうしたことは、先の「ZC 接続料に対する GC 接続料の低額化」となった経過からは、通信行政としての一貫性がなく不当である。 * 「IP 電話は安い（ないし、限りなく“ただ”）」という社会的通信料感覚が定着しているため、「0120～サービス」を除く「通信料（利用者料金）は発信側が負担する。」という原則を覆し、事業収益を得ようとしている。 【平成電電株】	通信事業法に基づく料金変更命令の対象となる等、適切な是正措置をとることとなるものであり、IP 電話事業収益をすべて「IP 電話端末へ着信する他の事業者から「網使用料」として回収」されるわけではないと考える。 なお、NTT 東西の接続料水準については、今回申請のあった活用業務の認可の適否とは、関連のないものである。
パラメータ2 ネットワーク情報の開示 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 法人向け IP 電話サービスの県間通信等にあっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、法人向け IP 電話サービスの県間通信等に係る料金設定にあたり、新たに構築する設備はない。 他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件（多数事業者間インターフェース）が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。 したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。 【総務省の考え方】 当該活用業務を行うにあたっては、NTT 東西自ら県間伝送路等を新たに設置するのではなく、他事業者の電気通信設備との相互接続によることとしており、交換設備での接続の条件等については、既に接続約款に規定されていることから、現段階で何らかの具体的な措置を求めることは必要ではないと考えられる。		

パラメータ 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 他事業者は、既に法人市場向けに、所謂直収サービスを提供済みであり、本業務と同様の業務を既に実施していることから、県内の法人向け IP 電話サービスの OSS を必要不可欠なものとして利用することはないと考える。 なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。 【総務省の考え方】 既に、他事業者が、NTT 東西の OSS に依存せず、競争的に法人向けの IP 電話サービスを提供している状況を踏まえれば、他事業者が同等のサービスを提供するために必要不可欠で、NTT 東西のみが保有している情報が存在しているとは考えられない。 したがって、現段階で何らかの具体的な措置を求めることは必要ではないと考えられる。	【意見 34】 顧客情報や競合事業者の情報の流用を防止することを担保するため、地域電気通信業務部門と活用業務部門を別会社とすべきである。 ○ NTT 東西の本来業務と進出業務との間で、顧客情報や競合事業者の情報等のあらゆる情報について、流用を防止することを担保すべきと考えます。 本件は、NTT 再編成時に、独占的な地域通信会社と長距離通信会社を分離したように、本質的には、本来業務部門と進出業務部門を別会社としなければ、解決し得ない問題であると考えます。 （参考） 例えば米国では、1996 年電気通信法により、長距離通信を提供する AT&T から完全資本分割されたベル系地域電話会社が、実態としての地域通信市場への競争促進を前提に、分離子会社要件を含む種々の公正競争条件の担保とともに、長距離通信への参入が認められつつあるところと理解しております。 *いわゆる「インセンティブ規制」  【KDDI(株)】 ○ NTT 東西のボトルネック設備に係る独占性からの影響を排除するため、業務範囲拡大については、ヒト／モノ／カネ／情報等あらゆる事項について、厳格にファイアーウォールを担保することが必要です。 しかし、ファイアーウォールの担保状況について外部から立証／確認することは実質的には不可能です。このため、当該サービスの提供にあたり確実なファイアーウォールの担保を行うためには、NTT 東西から分離した別の会社を設立して当該サービスを提供すべきであり、NTT 東西の業務範囲拡大として認可すべきものではありません。 【C&W IDC(株)】	【考え方 34】 顧客情報や競合事業者の情報の流用等、営業面のファイアーウォールに関しては、公表されている NTT 東西の認可申請書において NTT 東西が講じる措置として、電話の業務で取得した顧客情報については、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないことが掲げられており、総務省としても、当該措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアーウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、個別に適切な対応を行っていくこととしていることから担保されているものである。
パラメータ 4 営業面でのファイアーウォール 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保して	【意見 35】 NTT 東西の地域電気通信業務部門と活用業務部門の間に厳格なファイアーウォールを設けるべきである。 ○ NTT 東西が本来業務にて有する顧客情報については、NTT 東西の進出業務と競合事業者の取扱いを完全に同等な条件とすべきと考えます。 少なくとも、競合事業者には開示されていないもの（顧客毎の通信料、	【考え方 35】 公表されている NTT 東西の認可申請書において NTT 東西が講じる措置として、電話の業務で取得した顧客情報については、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないことが掲げられており、総務省としても、当該措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアーウォール確保措置が求められるような

いく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ）お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ）出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- ）ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

【総務省の考え方】

NTT 東西においては、既往の措置を列挙しており、当該活用業務を行うにあたり、特段新たな措置は講じないものとしているが、これらの措置の徹底を図ることにより、当面、営業面でのファイアウォールの確保は図られるものと考えられる。

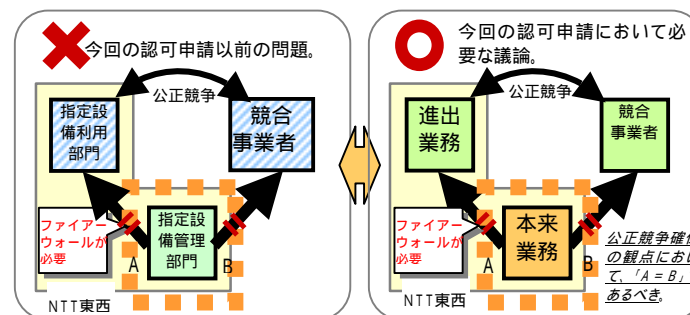
これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

サービス加入状況、住所等の属性情報 等）その他事業展開上有利な内部情報を、NTT 東西の進出業務に利用することは禁止すべきと考えます。

- ガイドラインに基づき、「東・西 NTT しか知り得ない膨大な顧客情報」を「厳格に維持・管理するための措置を講ずること」が必要であり、当該情報を本来業務と進出業務との間で分離すべきと考えます。

* 本件は、本質的には、本来業務部門と進出業務部門を別会社としなければ、解決し得ない問題であると考えます。

今回の申請で、ガイドラインに示されているように「電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれが生じない」か否かを審査すべきは、NTT 東西の進出業務と競合事業者との間の公正競争条件（下図右側）であり、NTT 東西の指定設備利用部門と競合事業者との間の公正競争条件（下図左側）ではありません。



NTT 東西の業務範囲拡大については、法律の規定(NTT 法第 2 条第 5 項)のとおり、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」場合に限り、総務大臣が認可することされています。

したがって、NTT 再編成の際に講じた公正競争上の措置のとおり、NTT 東西の本来業務と進出業務に係わる営業活動（顧客情報を含む）の一切について、厳格にファイアウォールを設けるべきと考えます。

ファイアウォールとしては、少なくとも、以下に示すものは必要と考えます。

- (1) 営業体制および営業活動等の分離
- (2) 料金請求の分離
- (3) 電話等の請求書への進出業務の営業チラシの同封の禁止
- (4) サービスの CM、広告、パンフレット作成等の分離
- (5) バンドルサービスの禁止（*）
- (6) 顧客対応の分離

* 一例

（法人向け IP 電話サービスの場合）

既存の加入電話、ISDN、データ系サービスとのバンドルサービス等

（固定電話発 050IP 電話の場合）

マイライン経由の電話サービスやフレッツ・サービスとのバンドルサービス等

【KDDI(株)】

状況が生じれば、個別に適切な対応を行っていくこととしている。

なお、ファイアウォールの例として(1)～(6)として挙げられているもののうち、バンドルサービスの禁止以外のものについては、競争上の観点から直ちに義務づけられるものではないが、例えば、接続の業務により知り得た他事業者の情報をもとにアカウントマネージャーや工事業者が営業活動を行った場合には、電気通信事業法第 37 条の 2 の禁止行為規定に抵触するものと考えられる。

地域電気通信業務と活用業務は、営業費用等について、直接把握できるものの範囲を最大限拡大するとともに、実態を反映した配賦基準を採用する等、会計上適切な分計を行うことが必要である。

また、バンドルサービスについては、公正競争上問題があるかどうかは、バンドルされるサービスに関する当該事業者の支配力、料金とコストとの関係、内部相互補助の有無等を勘案して判断すべきであり、法人向け IP 電話サービス（仮称）に関する全てのバンドルサービスを直ちに公正競争上問題があるものとして禁止することは適当でないと考えられる。公正競争が阻害されるような形態でバンドルサービスが提供された場合には、電気通信事業法に基づく料金変更命令の対象となる等、適切な是正措置をとることが必要と考える。

- NTT 東西の IP 電話サービスの認可に際しては、公正な競争の確保に最大限の注意を払うべきであり、特に営業面でのファイアーウォールの確保については、それが適切に実施されているかどうか十分に確認する必要がある。NTT 東西は、特段新たな措置は講じないものとしているが、現状においては、以下の例に示すように営業面でのファイアーウォールは十分に確保されていない。
相互接続部門と営業部門のファイアーウォール
部門間の人事交流については適切なルールがなく、NTT 東西会社間の人事交流等を通じて組織間の情報の伝達が行われている恐れがある。
顧客情報に関するファイアーウォール
法人営業部門においては、アカウントマネージャが業務を遂行するために設備部門のデータベースにアクセスする場合、競合する事業者の顧客情報にアクセスすることを完璧に制限することは困難であり、競合する事業者の顧客情報が漏洩している恐れがある。
【ソフトバンク BB㈱】
- ガイドラインは、独占的業務で知りえた顧客情報を本来業務（請求やお客様お問合せ対応）以外で利用を禁止しているのに対し、申請書の説明は「競合業務」に関し流用しないとしています。つまり、他事業者と競合しない市場での情報利用の余地を残しているとも取れます。
万一、本申請を認可する場合は、競合業務とは何かを明らかにしていただき、固定電話の加入者回線及び県内通信で知りえた情報を一切 IP 電話の営業に利用しないことの確約が必要と考えます。
また、ファイアーウォールが確保されていることを確認するため、「本社からの通達」、「社員用マニュアル」、「社員向け説明会」の資料を開示いただき、保護が徹底されていることを示して頂きたいと考えます。
求めている内容に合致していない申請内容であるならば、当然のこと今回の申請は認可条件に合致していないとして、不認可が妥当と考えます。
【フュージョン・コミュニケーションズ㈱】

パラメータ 5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）
【NTT 東西が講ずることとしている措置】
本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の法人向け IP 電話サービスに関する業務と会計を分計する考えである。
また、県内の法人向け IP 電話サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。
更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定になっていないと

【意見 36】

法人向け IP 電話サービス（仮称）に関する会計の整理等については、第一種指定電気通信設備として整理するべきである。

- 「法人向け IP 電話サービス網（仮称）」に関連する会計の整理や検証等、ガイドライン上の措置にあたっては、第一種指定電気通信設備としてなされるものと理解しております。

【KDDI㈱】

【考え方 36】

活用業務に該当するものとして NTT 東西が認可申請しているのは、「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」であり、「法人向け IP 電話サービス（仮称）」そのものではない。
NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）に関して新たに設置される主な設備は、ルータ（他事業者の網へ振り分けを行わないもの）、コールエージェント、SIP サーバであり、これらは、いずれも市場において競争的に調達可能なものであることから、他事業者も当該設備を設置することにより同様のサービス提供が可能であり、既に多数の事業者が法人向けに IP 電話サービスを提供している。
また、NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）は、当該設備と第一種指定電気通信設備を用

考える。 【総務省の考え方】 NTT 東西においては、地域電気通信業務として提供する法人向け IP 電話サービス（仮称）と当該活用業務の収支について分計するとともに、適切なコスト配分を行うこととしている。 また、申請書の添付資料 2 でも明記されているとおり、当該活用業務の利用者料金については、NTT 東西が他事業者に対して支払う接続料に営業費を加えた費用に基づいて算定することとしていることから、所要の措置は講じられているものと考え		いて提供されるものであるが、 第一種指定電気通信設備との接続については、その条件等が NTT 東西の接続約款等に規定されていること、 NTT 東西の接続約款等に基づいてこれらの設備と接続を行う又はダークファイバと接続し、自らメディアコンバータ等の局内装置を NTT 東西の局舎に設置（コロケーション）することにより、他事業者も NTT 東西と同様のサービスを提供し得ること から、新たに設置される設備については、既存の第一種指定電気通信設備とは切り離されて検討が行われることが適当であると考えられるものである。 したがって、少なくとも現時点においては、当該設備を第一種指定電気通信設備として指定することは適当ではない。 ただし、市場における競争の状況如何によっては、当該設備を指定すべきか否かについて、再検討が行われることが適当である。
パラメータ 6 関連事業者の公平な取扱い 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 法人向け IP 電話サービスの県間通信等の実現にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、他事業者との相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。 【総務省の考え方】 NTT 東西の交換設備における接続及び NTT 東西の局舎内におけるコロケーションに関しては、提供条件等について接続約款に規定されており、公平性は確保されている。 しかしながら、NTT 東西においては、申請書の添付資料 1 に明記されているように、法人向け IP 電話サービス（仮称）に関する中継・国際伝送区間に係る接続事業者については、1 社選定することとしてい	【意見 37】 接続事業者の選定手続の妥当性について、十分検証すべきである。 ○ 本件申請につき、ガイドラインが示す「公平性」及び「透明性」を確保すべきと考えます。 法人向け IP 電話サービスの認可の条件とされている、県間伝送等に係る接続事業者の選定手続についての公平性・透明性の確保は、公正競争条件の担保に重要と考えます。ついては、手続の妥当性について、十分検証すべきと考えます。 【KDDI(株)】 ○ NTT 東西殿より、県間事業者の選定結果について通知がありましたが、選定された事業者様は、NTT 東西殿ともに同一の事業者様でありかつ、県間呼の接続事業者は NTT 東日本殿の 100% 出資子会社です。 通常では到底考えられない 2 ヶ月以内での接続要求は、条件を厳しくすることで恣意的に事業者をふるいにかけてのではないかという疑念が生じます。この点において問題がなかったことを明確にさせていただきたいと考えます。 「東・西 NTT が資本関係等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう」とされているガイドラインの考え方に基づく総務省殿の見解を出して頂きたいと考えます。 NTT 東西殿ともに同一の事業者様を選定されていますが、偶然によるものなのか、NTT 東西殿間で調整が行なわれたのか等どのような選定方法で同一事業者となったかについて透明性を高めるため開示いただきたいと考	【考え方 37】 NTT 東西が特定の事業者のみ有利又は不利に取り扱ったのであれば、電気通信事業法に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に係る禁止行為に該当するものであるが、今回の接続事業者の選定においては、全ての事業者に対し同一の期間で募集を行い、県間・国際とも相当数の事業者（県間 4 社、国際 5 社）からの入札があったとのことであり、社会通念上、著しく困難なスケジュール設定であったとは認められない。 NTT 東西においては、これらの事業者について、入札要件に合致していること、経営の安定性、品質、業務停止等の有無、対地数（国際伝送のみ）について審査を行ったところ、県間については 4 社、国際については 3 社が特段の問題がなかったため、最終的に提示された接続料が最も低廉であった事業者を選定し、かつ入札しなかった事業者も含めて広く関係事業者に選定結果を周知したものと聞いている。 （参考）事業者が提示した接続料の水準と選定方法 NTT 東西が想定するトラヒックをもとに、1 通話あたりの接続料を算出。 ・県間： 4 円未満 2 社（NTT 西日本については 3 社）

ることから、認可条件案として付している とあり、公平性を確保するための措置が必要である。	えます。 仮に、調整されている場合、事前にその旨の条件提示がなされるべきであり、NTT 東西殿別の募集案内にはその旨の記述もなく、NTT 東西殿別に事業者を選定されるものと考えておりました。また、接続希望事業者との守秘義務に反しないかについての説明もしていただき、どのようにして守秘義務に反しない方法で NTT 東西各社殿が接続要望事業者の条件を総合的に勘案して判断をされ、同一事業者とされたのかについて明らかにしていただきたいと思います。 【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】 【意見 38】 NTT 東西の法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間・国際伝送に係る接続事業者については、1 社とすべきではない。 ○ NTT 東西は、法人向け IP 電話サービスの県間通信等の実現にあたっては、中継事業者および国際事業者それぞれ 1 社と相互接続して実現すると説明している。仮にこれら中継事業者および国際事業者の選定が公平に実施されたとしても、NTT 東西が特定の 1 社とだけ接続を行い、IP 電話サービスを実施することは、その分野に参入しようとする事業者の事業参入の機会を奪うものであり、適切ではない。IP 電話サービスにおいても従来の固定電話網と同様に自由な接続形態を確保する必要がある。 【ソフトバンク BB(株)】 ○ 今後選定先事業者の追加や見直しがなされるのか全く未定ですが、独占のおそれが高い状況で、1 社に絞り込むことは望ましいと考えられません。今後の接続事業者の追加や見直しについての見通しを明らかにしていただきたいと思います。 【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】	4 円以上 2 社（NTT 西日本については 1 社） 4 円未満の 2 社（NTT 西日本については 3 社） のうち、最も低廉な事業者を選定。 ・ 国際： 30 円未満 1 社 30 円以上 2 社 30 円未満の事業者を選定。 これらを勘案すると、当該手続について、公平性・透明性が確保されていないと考えることはできない。 【考え方 38】 今回の活用業務に係る中継・国際伝送の接続事業者選定について 1 社とすることについては、接続ルールに基づきオープン化された NTT 東西の電気通信設備を用いること等により、他事業者においても同等のサービスを競争的に提供可能であることから、他事業者の参入の機会を奪うものではなく、公正競争の確保に関して、問題となるものではない。 なお、今後、接続事業者の追加・見直しを行う可否かは、NTT 東西の経営判断に係る問題である。
パラメータ 7 実施状況等の報告 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。 【総務省の考え方】 NTT 東日本においては、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告するとともに自ら公表することとしており、所要の措置が講じられているものと考え。 なお、報告内容が不十分な場合又は各種措置の実施状況が不十分な場合若しくは新たに講ずるべき措置が出てきた場合等においては、必要に応じて所要の措置の実施を求めることとする。	【意見 39】 実施状況等の報告にあたっては、パブリックコメントを実施すべきである。 ○ 各種措置の実施状況並びに新たな業務の収支状況及び利用状況について、継続して半年毎に大臣への報告及び公表を行い、かつパブリックコメントを実施すべきと考えます。 【KDDI(株)】 【意見 40】 実施状況等の報告にあたっては、定期的な査察を行うべきである。 ○ 申請内容に挙げられている NTT 東西からの報告だけでファイアーウォールを担保することは不十分である事は明らかであり、総務省において定期的かつ積極的な調査をすべきです。 【C&W IDC(株)】	【考え方 39】 実施状況等の報告については、事実関係の報告に過ぎず、新たな方針を示すものではないことから、パブリックコメントの対象となるものではない。 【考え方 40】 「パラメータ 7 実施状況等の報告」にあるとおり、NTT 東西においては、「各種措置の実施状況・収支状況・利用状況について、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。」としており、また、総務省としても、「報告内容が不十分な場合又は各種措置の実施状況が不十分な場合若しくは新たに講じるべき

○ NTT東西の講ずることとしている措置が実際に実施されているかどうかを現状においては確認することはできない。NTT東西が適切に実施しているであろうとする性善説では、公正な競争は確保できない。総務省がNTT東西に対して定期的に査察を行い、実施状況を確認する等の対策が必要である。

【ソフトバンク BB株】

措置が出てきた場合等においては、必要に応じて、必要に応じて所要の措置の実施を求める」こととしている。

なお、上記の毎事業年度経過後6ヶ月以内の報告に限らず、NTT法第16条第2項及び第17条の規定に基づいて、総務大臣は、NTT東西に対して、業務に関する報告を徴すること及び監督上必要な命令をすることができるものである。

2 . 固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定

1 . 基本的な考え方

意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
条件を付すことにより、NTT 東西の地域電気通信業務等の円滑な遂行、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないものと考えられることから、認可する方向で検討。	【意見 1】 総務省の考え方に賛成する。 ○ 競争が発側ではなく、着側（IP 事業者側）の営業努力によって形成されるものであり、NTT 東西殿の独占力行使によって、競争が歪められるものではない。 IP 事業者にとっても、NTT 東西殿の加入電話との接続を行うことによって、利便性の向上・商品力の強化という恩恵を受けられる。 【日本テレコム株】 ○ 今回の「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」及び「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」に関する弊社の認可申請内容について、「認可する方向」との基本的考え方が示されたことは歓迎すべきものと考えます。 【東日本電信電話株】[P.2 の意見の再掲]	【考え方 1】 今回、NTT 東西より認可申請のあった固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定については、パブリックコメントの招請を経て、法令及びガイドラインに基づいて審査した結果、認可条件を付すことにより、地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、認可することとしたものである。
	【意見 2】 認可にあたっては、条件を付すべきである。 ○ 本件申請を認可するにあたっては、次頁以降の意見等を満足するよう、条件を付していただきたいと考えます。 【KDDI株】	
	【意見 3】 個別の業務の性格等を踏まえた慎重な審査がなされるべきである。 ○ ガイドラインに基づき、「個別の業務の性格等を踏まえ」た審査がなされるべきと考えます。 （補足）個別の業務の性格等を踏まえた審査 ガイドライン策定時の総務省の考え方を踏まえ、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度の評価にあたっては、例えば以下の事項について、個別の業務の性格等を踏まえた審査及び判断をすべきと考えます。 (1) 追加的措置の実施 公正な競争を確保するために必要と認めるときは、NTT 東西が講ずることとした措置に加え、追加的な措置の実施を求めることについて、個別の申請毎に審査すべきと考え	【考え方 2】 今回認可申請のあった固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定については、電気通信事業における公正競争を確保する観点から、認可条件を付した上で認可することとしたものである。 【考え方 3】 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方 2 のとおり。

ます。

(2) 市場支配力

関連する既存業務に関する市場や新たな業務に関する市場の範囲を確定することは困難であることから、市場支配力について、個別の業務の性格等を踏まえ検討すべきと考えます。

(3) ボトルネック設備との関連性

ボトルネック設備との関連性については、個別のサービスの内容・提供形態等によって異なり得るものであるため、個別の申請に係る審査の中で明らかにしていくべきと考えます。

(4) ボトルネック設備以外の要素

「地域通信市場における競争の進展状況」及び個別の業務の提供形態における「ボトルネック設備との関連性」を重点的に考慮し、その他の要素も含め、総合的に判断すべきと考えます。

(5) 新たに指定電気通信設備に指定する / 指定電気通信設備の扱いに準じて措置を講じる必要の有無

個別の申請毎に、新たに指定電気通信設備に指定する必要がある設備があれば新たに指定を行う等の措置について、審査すべきと考えます。

(6) 営業面でのファイアーウォールの具体的内容の検討

個別の業務の内容やその提供形態等を踏まえ、関係事業者等からの意見を聴取した上で、個別に検討することが必要と考えます。

(7) バンドルサービス

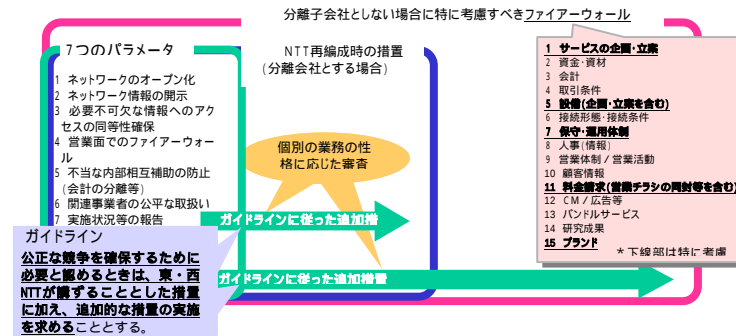
進出業務においてバンドルサービスの提供を行うとする場合には、バンドルサービスの内容、必要とする理由、それにより利用者にもたらされるメリット及び「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことを明らかにする必要があり、合理的な説明がなされない場合には、その提供を差し控える必要の有無について、個別の申請毎に審査すべきと考えます。

電話等と一体となった新たなサービスを提供しようとする場合には、公正な競争を確保するためにより厳格な措置が求められることについても、個別の申請毎に審査すべきと考えます。

今回申請につき、NTT 再編成時の措置（「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針」及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案」）と同様の措置がなされるべきと考えます。（下図 ）

本来であれば、公正競争を担保する観点から、NTT 東西の業務範囲拡大に関しては、分離会社要件を義務づけることが必要と考えますが、こうした義務づけが困難であれば、少なくとも、本来業務と進出業務の間で、ヒト／モノ／カネ／情報等を明確に分離することが必要と考えます。

分離会社とすれば当然担保されるファイアーウォールも担保されがたいことから、NTT 再編成時に明示された措置以外にも、分離会社としない場合に特に考慮すべきファイアーウォール（下図 ）についても措置を講じるべきと考えます。



【KDDI(株)】[P.3の意見の再掲]

- NTT東西の活用業務認可申請についてはNTT法第2条第5項に定めている認可の判断基準を満たしているかどうかを公正競争ガイドラインに従って適切に審査する必要があります。法人向けIP電話サービス、固定電話発 - 050IP電話着とも以下の理由により慎重な審査が必要であると考えます。

【ソフトバンク BB(株)】[P.4 の意見の再掲]

【意見 4】

固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定については、公正な競争の確保に支障を及ぼすことから、不認可とすべきである。

- 今回 NTT 東西により申請された活用業務による業務範囲拡大については、競合事業者との間での公正競争条件の確保等について問題があり、これにより認可をすべきでないものと考えます。

【C&W IDC(株)】[P.5 の意見の再掲]

【意見 5】

NTT 東西の活用業務は、NTT 東西の独占を一層助長し、中長期的な利用者利益を阻害するものであることから、NTT 再編成の趣旨を形骸化するものである。

- NTT 再編成の目的は、NTT の独占部門と競争部門との間でヒト/モノ/カネ/情報等を分離することによって、競争部門の競争を一層促進するとともに、NTT 東西のヤードスティック競争、あるいは直接競争によってボトルネック独占力の行使を防止するとともに、それ自体の解消を目指すことでした。
しかしながら、地域通信市場の競争が進展していない現状で、“お客様の利便性向上が期待される” などとして今回の申請が認可された場合、むしろ中期的には NTT 東西の独占が一層助長されることとなります。
これは、上記の NTT 再編成の目的から逆行し、結果として、お客様の利便性向上となりません。

【KDDI(株)】[P.5 の意見の再掲]

- 今回の業務範囲拡大は、短期的には利用者へ便益をもたらす可能性はあ

【考え方 4】

今回認可申請のあった活用業務については、パブリックコメントの招請を経て、法令及びガイドラインに基づいて審査を行った結果、認可条件を付すことにより、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることから認可することとしたものである。

【考え方 5】

「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方 5 のとおり。

	りますが、中長期的には公正競争を阻害し、総合的に見た利用者利益を阻害するものと考えます。 近視眼的に本件を判断し認可することは、NTT 法及び NTT 再編の趣旨を没却し、現在の NTT 法を逸脱した行為を認めることとなり、競争事業者に対して公正競争条件を確保していないことから、中長期的な利用者利益を阻害するものであり、認可すべきものではありません。 【C&W IDC(株)】[P.5 の意見の再掲]	
	【意見 6】 NTT 東西の活用業務は、公正な競争の確保を促すインセンティブとして制定されたものであり、現状では認められるべきではない。 ○ そもそも NTT 東西の業務範囲拡大は、まず実態として地域通信市場の競争が進展して初めて行われるべきものです。 よって、NTT 東西が加入者回線の九十数%（設備ベース）を有している現状においては、NTT 東西の業務範囲拡大は認められるべきではないと考えます。 平成 12 年の IT 部会第一次答申では、「インセンティブ活用型競争促進施策」として、NTT 東西に対して、業務範囲拡大をインセンティブに地域通信市場の競争促進を求めることとなっていたと理解しています。 NTT 東西の業務範囲拡大については、実態として地域通信市場の競争が促進するためのインセンティブが働くようにすべきと考えます。 【KDDI(株)】[P.6 の意見の再掲]	【考え方 6】 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方 6 のとおり。

2 . 認可条件案

意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
条件 1 マイライン事業者との同等性を確保する観点から、マイライン登録において NTT 東西を選択した利用者のみに対して、通話料割引等の優遇措置を適用しないこと。 【考え方】 マイライン事業者においては、新たなマイライン区分を創設する等の措置を講じない限り、当該活用業務と同等のサービスを提供できないことを踏まえ、マイライン市場における公正競争を確保する観点から、パラメータ 4 に関連して、本条件を付することが適当と考えるものである。	【意見 7】 認可条件 1 に賛成であるが、フレッツサービスと IP 電話サービスのセット割引についても禁止すべきである。 ○ 条件 1 について、賛成いたします。 「フレッツとマイラインのセット割引」でも問題になりましたが、「フレッツと IP 電話サービスのセット割引」も独占禁止法の観点から同様に禁止すべきと考えます。 【イー・アクセス(株)】	【考え方 7】 「フレッツアクセスサービスとマイラインのセット割引」については、総務省報道発表資料「イー・アクセス株式会社、北海道総合通信網株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、中国通信ネットワーク株式会社及び株式会社四国情報通信ネットワークからの意見申出について」（平成 13 年 11 月 29 日）において、「料金変更命令の対象となるものではないものの、公正な競争を阻害するものであるかどうか引き続き注視し調査していく必要のあるものと考えている。」としているところである。 セット割引について、公正競争上問題があるかどうかは、セット割引されるサービスに関する当該事業者の支配力、料金とコストとの関係、内部相互補助の有無等を勘案して判断すべきであり、全てのセット割引サービスを直ちに公正競争上問題があるものとして禁止することは適当でないと

		考えられる。 しかしながら、固定電話発 - 050IP 電話着の通話料金割引等の優遇措置を、マイライン登録において NTT 東西を選択した利用者だけに適用する場合等、固定電話発 - 050IP 電話着サービスとフレッツサービス等それ以外のサービスとを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うことは、公正競争上問題があると考えられることから、認可条件 1 において、その旨を明確化したところである。
条件 2 県間伝送路を NTT 東西自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。 【考え方】 現時点で、申請のあった活用業務について認可する方向で検討している内容は、NTT 東西が、県間伝送に関して、自ら伝送路設備を設置せず、他事業者設備との相互接続により行うこととしているものであり、今後、県間伝送路を NTT 東西自ら設置する等、公正競争確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、別途検討を行う必要があることから、本条件を付すことが適当と考えるものである。	【意見 8】 認可条件 2 に賛成する。 ○ 条件 2 について、賛成いたします。 【イー・アクセス㈱】	【考え方 8】 -
	【意見 9】 競争的な市場においては、NTT 東西も他事業者と対等な立場であり、新たにサービスを提供するにあたっては、活用業務に関する手続を大幅に簡素化すべきである。 ○ 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の条件 4、並びに「固定電話発-050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の条件 2 として、「県間伝送路等を NTT 西日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと」を付している点に関して IP 系サービス市場については、既に多くの事業者が参入し様々なサービスを提供していること、これら他事業者のサービス提供に必要なネットワークのオープン化措置等も既に実施していることなどから、公正な条件のもとで競争が行われている市場であると考えております。このような市場においては、弊社も他事業者と対等な立場であることから、当該市場において新たにサービスを提供するにあたっては、活用業務に関する手続きの大幅な簡素化をしていただくよう強く要望いたします。 【西日本電信電話㈱】[P.16 の意見の再掲]	【考え方 9】 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方 19 のとおり。
	○ 「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」及び「固定電話発 - 050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定」の認可にあたり、各々条件 4 及び条件 2 として「県間伝送路等を NTT 東日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて NTT 法第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと」を付している点に関して 現在の電気通信市場においては、IP 系サービスにおける競争が中心となっており、弊社においても、ユーザーニーズに対応した県内・県間の区分のない多様な IP 系サービスを迅速に創り出していくことが重要であり、ユー	

ザから期待されているものと考えております。

また、IP 系サービス市場においては、既に多数の事業者がサービスを提供し競争が進展していることや、他事業者のサービス提供に必要なネットワークのオープン化措置等を既に実施していることを勘案すれば、弊社と他事業者は対等の立場にあり、公正競争条件は確保されております。

このような状況を踏まえ、今後の新サービス提供に関する NTT 法第 2 条第 5 項に基づく認可については、柔軟かつ迅速に実施していただけるよう要望致します。

【東日本電信電話㈱】[P.16 の意見の再掲]

意見招請時の考え方		
意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
当該活用業務を行うことにより、NTT 東西の地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。 (1) 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT 東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じるか。 県間伝送路等について他事業者との相互接続により構築することとしていることから、所要資金は交換設備における 050 番号に係るトランスレータ工事に要する数億円のみとしているところであり、当該サービスの収入により賄うこととしていることから、過大な投資による財務状況の圧迫に係るおそれは生じないものと考えられる。 (2) 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じるか。 活用する既存の設備、技術及び人員についても、過度の経営資源の転用は見られないものと考えられる。	-	-
4．電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無		
意見招請時の考え方	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
(1)ステップ 1 おそのの程度に関する評価 当該活用業務について、公正な競争を確保するために必要と考えられる措置は、ステップ 2 及び認可条件案に示すとおりである。		

地域電気通信市場における競争の進展状況

地域電気通信市場の競争進展状況を検討するにあたっては、ガイドラインにおいて、サービスベースの競争も加味したシェアの数的把握等の要因も勘案することとされている。

） 固定電話発 - 050IP 電話着市場の特徴

固定電話から 050IP 電話への発信は、IP 電話利用者のニーズは高いものの、現段階では実現しておらず、当該活用業務は、これを実施しようとするものである。

固定電話から 050IP 電話への発信を可能とすることは、一面的には、NTT 東西の固定電話サービスの利便性を高めるものであると捉えられるが、他方で、着信側である他事業者が提供する 050IP 電話サービス利用者の利便性も高め、NTT 東西の固定電話サービスに対する 050IP 電話サービスの競争力を高めるという側面がある。

） 市場画定と競争の進展状況

画定すべき市場については、「固定電話市場」、「固定電話発 - 050IP 電話着サービス市場」、「固定電話と 050IP 電話間の音声伝送サービス市場」といった多様な考え方があり得る。

「固定電話市場」と捉えれば、マイライン導入（平成 13 年 5 月）による競争の進展により、NTT 東西のマイラインシェアは低下してきてはいるものの、シェアだけを見れば、現時点では、依然高い水準となっている。NTT 東西が固定電話発 - 050IP 電話着のサービスを開始することにより、トラヒックが固定電話発 - 固定電話着から固定電話発 - 050IP 電話着にシフトすると想定されることから、固定電話発 - 050IP 電話着サービスを提供しない他のマイライン事業者への影響があり得るが、他方で、上述のとおり、当

【意見 10】

固定電話発 - 050IP 電話着については、NTT 東西のみが提供し得るサービスであることを十分考慮すべきである。

- 法人向け IP 電話サービス同様、設備ベースの競争進展を判断基準の基本とした上で、総務省の考え方において「地域電気通信市場における競争の進展状況」に係る判断を明示すべきと考えます。

今回の総務省の考え方には、「固定電話市場」と捉えた場合「当該市場については、既にマイライン制度が導入されており、固定電話サービスに活用される NTT 東日本 / 西日本の電気通信設備については、第一種指定電気通信設備としてオープン化されている等、公正な競争を確保するための環境整備は行われている」とされていますが、加入者回線の九十数%（設備ベース）を有する NTT 東西の固定電話サービスのための設備から発信される 050IP 電話着については、NTT 東西のみが提供しうるサービスであることから、上記を十分考慮すべきと考えます。

【KDDI(株)】

【考え方 10】

固定電話発 - 050IP 電話着については、当該サービスの早期実現が利用者及び IP 電話事業者にとって有益であるため、認可条件を付した上で認可することが適当である。

該サービスの実施は、050IP 電話サービスの固定電話サービスに対する競争力を高めるものであることから、全体として市場の競争が進展し、利用者利益につながるものであると考えられる。また、当該市場については、既にマイライン制度が導入されており、固定電話サービスに活用される NTT 東西の電気通信設備については、第一種指定電気通信設備としてオープン化されている等、公正な競争を確保するための環境整備は行われている。 「固定電話発 - 050IP 電話着サービス市場」と捉えれば、現時点では、当該市場が存在しておらず、現在の競争の進展状況を検討することは意味を持たない。公正な競争を確保するための環境については、直収事業者との関係では、NTT 東西が既に講じているネットワークのオープン化措置等により制度的に担保されていると考えられ、マイライン事業者との関係については、パラメータ 4 及び認可条件案 1 に示す考え方のとおりである。 また、「固定電話と 050IP 電話間の音声伝送サービス市場」と捉えれば、本年 8 月現在で 21 時業者が 930 万の 050 番号の指定を受け、既に、050IP 電話発 - 固定電話着のサービスが競争的に提供されている現状にある。		
ボトルネック設備との密接関連性 当該活用業務における県間伝送については、他事業者との相互接続により行うこととしていることから、当該県間伝送の役務を利用者に提供しているのは、接続している他事業者である。活用業務に該当するのは、他事業者との合意に基づく料金設定であり、ボトルネック設備と密接に関連した新たな設備を構築するものではない。 なお、中継系交換設備等の既存のボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として既に接続約款に基づくオープン化措置が講じられている。	【意見 11】 ボトルネック設備との密接関連性について明示すべきである。 ○ 法人向け IP 電話サービス同様、総務省の考え方において「ボトルネック設備との密接関連性」に係る判断を明示すべきと考えます。 【KDDI(株)】 【意見 12】 ボトルネック設備との密接関連性の有無を判断するにあたっては、ボトルネック独占性に起因する営業活動を考慮すべきである。 ○ 判断にあたっては、このようなボトルネック独占性に起因する競争環境	【考え方 11】 パブリックコメントを招請した「総務省の考え方」において、「今回申請のあった活用業務に関して、新たにボトルネック設備を構築するものではない」と、「既存のボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として既に接続約款に基づくオープン化措置が講じられている」ことを明確化している。 【考え方 12】 ～ については、「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方 29 のとおり。 については、認可条件 1 を付しているところである。

への影響を、具体的に検討すべきと考えます。少なくとも、 加入電話料金請求書への進出業務の営業チラシ封入 加入電話と進出業務との合算請求 アカウントマネージャーの営業活動（顧客情報の流用等） 高いシェアを有する業務とのバンドルサービス 等についての判断を明示した上で、総合的に判断すべきと考えます。 【KDDI(株)】	
【意見 13】 NTT 東西がボトルネック独占性を有することから、料金設定権を いずれが持つかの交渉において不利であり、IP 電話事業者が料金設 定を行うこととするか、あるいはぶつ切りの料金設定とすべきであ る。 - 依然として NTT 東西がボトルネック独占性を有することから、050IP 電 話サービスを提供する他事業者は、NTT 東西より要求された接続申込の提 出を余儀なくされる現状にあります。 これは、ボトルネック独占性を有する NTT 東西の加入者回線からの着信 は各社の IP 電話のサービス性に極めて重大な影響を与えるためであり、本 件申請より前に、NTT 東西から提示された期限や接続条件のもとで接続申 込を行わざるを得ず、交渉により条件を改善することは困難な状況であっ たと認識しております。 したがって本件申請については、上記の観点からも、「ボトルネック設備 との密接関連性」を十分考慮した判断をすべきと考えます。 - お客様が既存の県間通話や国際通話のように他事業者のサービスも選択 できる等の機能を提供することにより、競争環境を整備すべきと考えます。 【KDDI(株)】	【考え方 13】 相互接続により構築されたネットワークを用い たサービスの料金設定に関しては、発側設定、着 側設定、ぶつ切り設定といった様々な形態が想定 されるが、いずれを選択するかは、事業者間の合 意に基づき決定されるのが通常である。 また、料金設定等について、事業者間で合意に 至らない場合には、電気通信事業法第 39 条第 1 項 又は同条第 3 項による協議開始命令又は裁定等の 対象となり得るものであり、当該紛争処理手続を 活用することが可能である。 今回認可申請のあった活用業務については、パ ブリックコメントの招請を経て、法令及びガイド ラインに基づいて審査した結果、認可条件を付す ことにより、地域電気通信業務等の円滑な遂行及 び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼ すおそれはないと認められることから、認可する ことが適当である。
ボトルネック設備からの発信サービスであることの考慮が必要 申請されているサービスは、NTT 東西がもつ、独占的なボトルネック設 備によって提供される固定電話サービスから発信するものであり、実質的 に NTT 東西のみが提供するものです。 このため、当該サービスは構造的に競争が働かない状況にあり、独占事 業者によるサービス提供の弊害を排除する措置が必要となります。 従って、当該サービスについて業務拡大の認可をすべきではなく、固定 電話サービス同様に選択中継を用いるか、NTT 東西と他事業者が個別に料 金設定をする（いわゆる「ぶつ切り料金」）ことにより公正競争条件を担保 すべきです。 【C&W IDC(株)】	
他事業者との合意に基づき、とあるがこれは双方対等の立場における交 渉に基づく合意とは言えない。つまり、100%シェアの事業者と接続しなけ れば、IP 電話事業者はサービス提供ができない。従って、100%シェア事 業者から「当社設定でなければ、システム開発ができない、少なくともサ ービス可能時期は大幅に遅れる。」他の IP 事業者とは当社設定で合意でき ている。」等と言われれば、IP 電話事業者としてはサービス時期を優先せ	

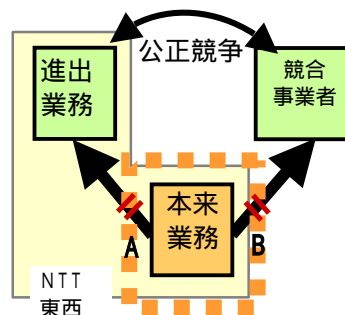
	ざるを得ない。 以上の理由から NTT 東西の固定電話発 - 050IP 電話着に関する活用業務を認可する場合には、以下のような条件を課する必要があると考えます。 「IP 電話事業者の契約回線数が、固定電話の契約回線数に匹敵する（シェア 50%に到達する）まで、固定電話発 - 050IP 電話着の料金設定権は IP 電話事業者側が有するものとする。」 本条件により、固定電話と IP 電話の公正な競争の確保ができるものと考えます。 【ソフトバンク BB(株)】	
(2)ステップ 2 公正な競争を確保するために必要な措置 パラメータ 1 ネットワークのオープン化 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信網と、他事業者の電気通信網の相互接続により、当社の固定電話から電気通信番号として 050 番号を割り振られた IP 電話への発信を実現するにあたり、他事業者との合意に基づいて、当社がエンドエンドの料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。 他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。 したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。 【総務省の考え方】 当該活用業務を行うにあたっては、NTT 東西自ら県間伝送路設備を新たに設置するのではなく、他事業者の電気通信設備との相互接続によることとしており、交換設備での接続の条件等については、既に接続約款に規定されていることから、現段階で何らかの具体的な措置を求めることは必要ではないと考えられる。	【意見 14】 接続完了までのスケジュールを明確にすべきである。 ○ 従来の中継事業者が NTT 東西殿に接続申込みをする場合と異なり、本件のように NTT 東西殿が料金設定をする接続では、接続完了までの日程がハッキリしていません。 計画の段階で、時期の見込みが立てられるよう、NTT 東西殿が料金設定する接続形態に関して、接続事業者が要望してから接続完了までのスケジュールを明確にしていきたいと考えます。 【(株)パワードコム】	【考え方 14】 NTT 東西が料金設定を行う接続の場合、接続完了までのスケジュールを早期の段階で提示することが望ましい。 ただし、個別の案件ごとにいつ頃スケジュールを具体化していくかについては、NTT 東西の経営判断等によるものや当事者間の協議において調整されるべき事項である。

パラメータ 2 ネットワーク情報の開示 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 本業務は、当社の県内の固定電話サービス等を提供する電気通信網と、他事業者の電気通信網の相互接続により、当社の固定電話から電気通信番号として 050 番号を割り振られた IP 電話への発信を実現するにあたり、他事業者との合意に基づいて、当社がエンドエンドの料金設定を実施するものであり、新たに構築する設備はない。 他事業者網とは、地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備を用いて相互接続を実施することとなるが、既存の中継系交換設備については、接続に必要なインターフェース条件(多数事業者間インターフェース)が接続約款の技術的条件集により規定済みであり、変更はない。 したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとする。 【総務省の考え方】 当該活用業務を行うにあたっては、NTT 東西自ら県間伝送路設備を新たに設置するのではなく、他事業者の電気通信設備との相互接続によることとしており、交換設備での接続の条件等については、既に接続約款に規定されていることから、現段階で何らかの具体的な措置を求めることは必要ではないと考えられる。	-	-
パラメータ 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保 【NTT 東西が講ずることとしている措置】 他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、他事業者網と 050 番号を利用した IP 電話サービスを提供する電気通信網との相互接続により提供され则认为らるることから、当社が保有している情報の中に必要不可欠な情報はないと考える。 なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続要望が提示された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。	【意見 15】 顧客情報や競合事業者の情報の流用を防止することを担保するため、地域電気通信業務部門と活用業務部門を別会社とすべきである。 ○ NTT 東西の本来業務と進出業務との間で、顧客情報や競合事業者の情報等のあらゆる情報について、流用を防止することを担保すべきと考えます。 本件は、NTT 再編成時に、独占的な地域通信会社と長距離通信会社を分離したように、本質的には、本来業務部門と進出業務部門を別会社としなければ、解決し得ない問題であると考えます。 (参考) 例えば米国では、1996 年電気通信法により、長距離通信を提供する AT&T から完全資本分割されたベル系地域電話会社が、実態としての地域通信市場への競争促進を前提に、分離子会社要件を含む種々の公正競争条件の担保とともに、長距離通信への参入が認められつつあると理解しております。 *いわゆる「インセンティブ規制」	【考え方 15】 「法人向け IP 電話サービス(仮称)の県間伝送等に係る料金設定」の考え方 34 のとおり。

【総務省の考え方】

直収事業者については、050IP 電話事業者と相互接続を行うことにより、同等のサービスを提供することが可能であり、他事業者が同等のサービスを提供するために必要不可欠で、NTT 東西のみが保有している情報が存在しているとは考えられない。

他方、NTT 東西の交換設備に依存して固定電話サービスを提供するいわゆるマイライン事業者については、同等のサービスを提供するにあたっては、新たに「050IP 電話着信」のマイライン区分を設ける等の措置が必要となるが、そのためには、多額の費用と時間を要するものであり、固定電話発 - 050IP 電話着サービスの早期実現による利用者メリット等を総合的に勘案すれば、現段階で直ちに当該措置の実施を求めることは適切でないと考えられる。この点については、当該市場の状況、マイライン事業者の要望等を踏まえて、今後必要に応じて検討を行うことが適当であり、NTT 東西においても、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努めることを明確化している。このため、現段階では所要の措置は講じられているものと考えられる。



【KDDI(株)】[P.32 の意見の再掲]

○ NTT 東西のボトルネック設備に係る独占性からの影響を排除するため、業務範囲拡大については、ヒト / モノ / カネ / 情報等あらゆる事項について、厳格にファイアーウォールを担保することが必要です。

しかし、ファイアーウォールの担保状況について外部から立証 / 確認することは実質的には不可能です。このため、当該サービスの提供にあたり確実なファイアーウォールの担保を行うためには、NTT 東西から分離した別の会社を設立して当該サービスを提供すべきであり、NTT 東西の業務範囲拡大として認可すべきものではありません。

【C&W IDC(株)】[P.32 の意見の再掲]

パラメータ 4 営業面でのファイアーウォール

【NTT 東西が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るた

【意見 16】

NTT 東西の地域電気通信業務部門と活用業務部門の間の厳格なファイアーウォールを設けるべきである。

○ NTT 東西が本来業務にて有する顧客情報については、NTT 東西の進出業務と競合事業者の取扱いを完全に同等な条件とすべきと考えます。

少なくとも、競合事業者には開示されていないもの（顧客毎の通信料、サービス加入状況、住所等の属性情報 等）その他事業展開上有利な内部情報を、NTT 東西の進出業務に利用することは禁止すべきと考えます。

○ ガイドラインに基づき、「東・西 NTT しか知り得ない膨大な顧客情報」を「厳格に維持・管理するための措置を講ずること」が必要であり、当該情報を本来業務と進出業務との間で分離すべきと考えます。

* 本件は、本質的には、本来業務部門と進出業務部門を別会社としなければ、解決し得ない問題であると考えます。

今回の申請で、ガイドラインに示されているように「電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれが生じない」か否かを審査すべきは、NTT 東西の進出業務と競合事業者との間の公正競争条件（下図右側）であり、

【考え方 16】

「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方 35 のとおり。

め、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

）お客様情報を、競争事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

）出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

）ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

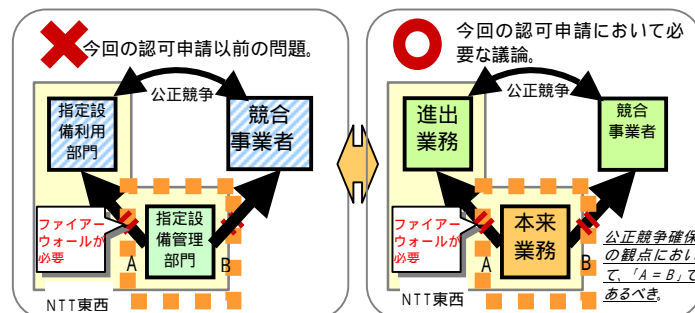
また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

【総務省の考え方】

NTT 東西においては、既往の措置を列挙しており、当該活用業務を行うにあたり、特段新たな措置は講じないものとしているが、これらの措置の徹底を図ることにより、当面、営業面でのファイアウォールの確保は図られるものと考えられる。

これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。

NTT 東西の指定設備利用部門と競合事業者との間の公正競争条件（下図左側）ではありません。



NTT 東西の業務範囲拡大については、法律の規定(NTT 法第 2 条第 5 項)のとおりに、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」場合に限り、総務大臣が認可することされています。

したがって、NTT 再編成の際に講じた公正競争上の措置のとおりに、NTT 東西の本来業務と進出業務に係わる営業活動（顧客情報を含む）の一切について、厳格にファイアウォールを設けるべきと考えます。

ファイアウォールとしては、少なくとも、以下に示すものは必要と考えます。

- (1) 営業体制および営業活動等の分離
- (2) 料金請求の分離
- (3) 電話等の請求書への進出業務の営業チラシの同封の禁止
- (4) サービスの CM、広告、パンフレット作成等の分離
- (5) バンドルサービスの禁止（＊）
- (6) 顧客対応の分離

＊ 一例

（法人向け IP 電話サービスの場合）

既存の加入電話、ISDN、データ系サービスとのバンドルサービス等

（固定電話発 050IP 電話の場合）

マイライン経由の電話サービスやフレッツ・サービスとのバンドルサービス等

【KDDI(株)】[P.32 の意見の再掲]

- NTT 東西の IP 電話サービスの認可に際しては、公正な競争の確保に最大限の注意を払うべきであり、特に営業面でのファイアウォールの確保については、それが適切に実施されているかどうか十分に確認する必要がある。NTT 東西は、特段新たな措置は講じないものとしているが、現状においては、以下の例に示すように営業面でのファイアウォールは十分に確保されていない。

相互接続部門と営業部門のファイアウォール

部門間の人事交流については適切なルールがなく、NTT 東西会社間の人事交流等を通じて組織間の情報の伝達が行われている恐れがある。

顧客情報に関するファイアウォール

法人営業部門においては、アカウントマネージャが業務を遂行するために設備部門のデータベースにアクセスする場合、競合する事業者の顧客情報にアクセスすることを完璧に制限することは困難であり、競合する事業者の顧客情報が漏洩している恐れがある。

【ソフトバンク BB株】[P.34 の意見の再掲]

パラメータ 5 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

【NTT 東西が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の固定電話サービス等に関する業務と関係を分計する考えである。

また、県内の固定電話サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

【総務省の考え方】

NTT 東西においては、地域電気通信業務として提供する県内の業務と当該活用業務の収支について分計するとともに、適切なコスト配分を行うこととしている。

また、申請書の添付資料 2 でも明記されているとおり、当該活用業務の利用者料金については、NTT 東西が他事業者に対して支払う接続料に営業費及び按分されたトランスレータ工事費を加えた費用に基づいて算定することとしていることから、所要の措置は講じられているものと考え。

パラメータ 6 関連事業者の公平な取扱い

【NTT 東西が講ずることとしている措置】

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信網と他事業者の電気通信網の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連する事業者の取扱いに関する公平性は確保されていると考える。

【総務省の考え方】

NTT 東西の交換設備における接続に関

【意見 17】

NTT 東西において、IP 電話事業者を客観的合理的な根拠なく差別的な取扱いをしないようにすべきである。

- 本件申請につき、ガイドラインが示す「公平性」及び「透明性」を確保すべきと考えます。
- 仮に、本件申請の料金を着信側事業者毎に設定する場合、客観的合理的な根拠なく差別的な取扱いをしないこととすべきと考えます。
例えば、NTT 東西がその支配力を濫用し、特定の IP 電話事業者宛て

【考え方 17】

例えば、IP 電話事業者の接続料が一律でないのであれば、相違の程度にもよるが、その相違を反映して利用者料金を設定することもあり得ると考えられるが、仮に合理的理由がなく特定の IP 電話事業者あての料金を他の IP 電話事業者あての料金と差別的に設定した場合には、電気通信事業法第 37 条の 2 の禁止行為規定に抵触するものと考えられる。

しては、提供条件等について接続約款に規定されており、公平性は確保されている。	の料金を安く設定した場合、NTT東西がIP電話サービスにおける競争状態において恣意的な影響を及ぼすことができます。 【KDDI(株)】 ○ 法人向けIP電話同様、固定電話発 - 050IP電話着の料金設定に関しても、公正な競争の確保がされているとは、現状、到底言えない状況であり、認可においては現時点における貴省の考え方より厳しい条件を課する必要があると考えます。 現在のIP電話は実質固定電話の代替として使われているものであり、IP電話と固定電話との公正な競争が確保できているかを、議論する必要がある。 IP電話の利用者数は現時点で約3百万回線程度と推測され、これに対しNTT東西会社の契約回線数は約55百万回線で、シェア比率にするとNTT東西：IP電話＝95％：5％である。マイライン登録におけるNTT東西会社シェアは約70％であるが、固定電話発050IP電話着信呼についてはマイライン対象外であり、固定電話発の発信側はNTT東西のシェアが100％である。 この状況において、固定電話発050IP電話着をNTT東西の活用業務として、NTT東西が料金設定するということは、シェア95％の独占事業者が、シェア5％の事業者への着信を料金設定によって、いかにようにでも左右できることに他ならない。 ○ 利用者にとってわかりやすくなるのは、全てのIP電話着呼を一律料金に設定した場合のみであるが、IP電話事業者の接続料が一律とは限らず、NTT東西が一律料金を設定するかどうか、一切発表はない。逆に、IP電話事業者の接続料が一律でないのに、一律料金を設定することは、関連事業者の取り扱いに関する公平性を欠いているとも言える。 【ソフトバンクBB(株)】	【考え方18】 「法人向けIP電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方39のとおり。
パラメータ7 実施状況等の報告 【NTT東西が講ずることとしている措置】 各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。 【総務省の考え方】 NTT東西においては、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告するとともに自ら公表することとしており、所要の措置が講じられているものとする。 なお、報告内容が不十分な場合又は各種措置の実施状況が不十分な場合若しくは新たに講ずるべき措置が出てきた場合等においては、必要に応じて所要の措置の実施を求めることとする。	【意見18】 実施状況等の報告にあたっては、パブリックコメントを実施すべきである。 ○ 各種措置の実施状況並びに新たな業務の収支状況及び利用状況について、継続して半年毎に大臣への報告及び公表を行い、かつパブリックコメントを実施すべきと考えます。 【KDDI(株)】[P.36の意見の再掲] 【意見19】 実施状況等の報告にあたっては、定期的な査察を行うべきである。 ○ 申請内容に挙げられているNTT東西からの報告だけでファイアウォールを担保することは不十分である事は明らかであり、総務省において定期的かつ積極的な調査をすべきです。 【C&W IDC(株)】[P.36の意見の再掲]	【考え方19】 「法人向けIP電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の考え方40のとおり。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○ NTT東西の講ずることとしている措置が実際に実施されているかどうかを現状においては確認することはできない。NTT東西が適切に実施しているであろうとする性善説では、公正な競争は確保できない。総務省がNTT東西に対して定期的に査察を行い、実施状況を確認する等の対策が必要である。 |
|--|---|

【ソフトバンク BB(株)】[P.37 の意見の再掲]

3 . その他

論 点	提出された意見【意見提出者】	提出意見に対する総務省の考え方
(1) 認可申請の処理期間に係る意見	【意見 1】 活用業務認可にかかる処理期間をできる限り短縮してほしい。 ○ 今後のプロセスについて、「パブリックコメントとして寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を行い、ガイドラインで定められた標準処理期間内に認可の適否について決定し、これを公表する予定である」としている点について 急速に進展する電気通信市場において、多様なニーズに適応したサービスをより迅速に提供することが、お客様の利便性向上に繋がるとの観点から、処理期間をできる限り短縮していただくよう要望いたします。 【西日本電信電話㈱】 ○ 今後のプロセスについて、「ガイドラインで定められた標準処理期間内に認可の適否について決定し、これを公表する予定である。」としている点について 現在の電気通信市場は急速に進展しており、ニーズに適応したサービスを速やかに提供するため、ガイドラインで定められた標準処理期間内（原則として3ヶ月以内）に認可の適否について決定するとされている点に関し、できる限り短縮していただくよう要望致します。 【東日本電信電話㈱】	【考え方 1】 審査の迅速性については、ガイドラインにおいて、「迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分に配慮する必要がある。」とされており、パブリックコメントの招請等、所要の行政手続に係る期間は確保した上で、今後も迅速性の確保に努めていくこととする。
(2) パブリックコメント等に係る意見	【意見 2】 再意見招請及び情報通信審議会への義務的な諮問等が必要である。 ○ パブリックコメントの機能強化等が必要と考えます。 パブリックコメントが提出された後、多くは、短期間に開催される非公開の会合等で結論づけられています。 申請に対する判断の内容は、パブリックコメントを十分に踏まえたものであるべきと考えます。 具体的には、今回のパブリックコメントが提出された後、申請に対する「判断（案）」と「考え方（案）」が出された段階で、それらに対し、 再意見募集を行う 公開ヒアリングを行う 等の方法によって、NTT 東西等より提出された意見に対する意見陳述の機会等を設け、十分に議論を深めるべきと考えます。 また、併せて、NTT 東西の進出業務に関する認可申請については、情報通信審議会への義務的な諮問事項とすべきと考えます。	【考え方 2】 パブリックコメントとして提出されたご意見については、認可の適否を判断するに際して参照するものであるが、個別の意見が必ずしも採用されるものではなく、今回のパブリックコメントの招請において、ご意見はすべて出尽くしたものと認識しており、再度パブリックコメントを招請すること及び公開ヒアリングを実施することは予定していない。 また、情報通信審議会への諮問については、平成 11 年 4 月 27 日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」において、「法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限りて存置する。」とされており、法律又は政令において必要的諮問事項とされているものについて行うものであ

	NTT 法に基づく行政処分の対象であっても、NTT 東西の業務範囲拡大は公正競争上影響を及ぼす案件であるため、外部からの検証として、情報通信審議会の諮問が必要と考えます。 【KDDI(株)】 ○ 本件は公正競争上の疑義が大いにあるものであり、認可の是非を判断するにあたり、各関係者の意見を十分に踏まえて行う必要があります。 従来、パブリックコメントを一度だけ招請した上で、非公開の議論をもって認可の判断が行われているところですが、この手続きでは議論の深化、公平性及び透明性の確保が十分ではないものと考えます。 公平かつ透明な議論を担保するため、以下に掲げる手続きを取るべきと考えます。 「総務省の考え方(案)」に基づく、パブリックコメント募集(一度目) 一度目のパブリックコメントを受けて、再度「総務省の考え方(案)」を公表 再度パブリックコメント募集 / 公開ヒアリングの実施 再意見及び公開ヒアリングを受けて、最終的な認可の是非を判断 また、業務範囲拡大の認可の是非を判断するにあたっては、公開の場で議論を行うことにより、公平かつ透明なものとするべきです。業務範囲拡大の認可の判断については、情報通信審議会に諮問すべきものと考えます。 【C&W IDC(株)】	る。
(3) ガイドラインの見直しに係る意見	【意見 3】 ガイドラインの見直しを実施すべきである。 ○ もし認可する事が必要なのであれば、まず、現在の NTT 法及び東西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインの見直しを行う必要があるものと考えます。 ○ 東西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン(以下、「ガイドライン」といいます)は、平成 13 年 12 月 11 日に公表されて以来見直しがされておりません。一方で、ガイドラインにおいて「制度施行後 1 年程度を目処に見直すこと」と規定されているところです。 NTT 東西の業務範囲拡大は、短期的には利用者に利益をもたらすように見えるものを、近視眼的に認可してしまうことにより、中長期的に公正競争に問題を生じさせ、結局は利用者利益を阻害する可能性があるため、認可のためのガイドラインを策定し、公正で透明な判断に資することとしたものと理解しています。今回の申請に関しても、このような問題をもつ懸念があると認識しています。 現状では、今後とも同様な議論が繰り返されるおそれを払拭できないことから、早急に NTT 再編成の趣旨に立ち戻って再度議論を行い、ガイドラインをより明確なものとする必要があるものと考えます。 また、ガイドラインに定める手続きについても見直し、前述の再意見募集、公開ヒアリング、情報審議会への諮問等の手続きをガイドラインに明	【考え方 3】 ガイドラインについては、NTT 東西が「様々な取り組みを行うことにより、市場の状況も変化していくこと」を踏まえて行うこととしており、具体的な事例の積み重ねを通じて見直すこととする。 なお、見直しを行う際には、ガイドラインにも明記されているとおり、広くパブリックコメントを招請する予定である。

	示すべきです。 【C&W IDC株】 ○ 前回の「地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」の認可申請におけるパブリックコメントに対する総務省殿の考え方に、「今回（前回）の事例を踏まえ、必要な部分について見直し作業を行なうこととするものであり、～（略）」とあります。その見直し作業を早く実施いただきますようお願いいたします。 【フュージョン・コミュニケーションズ株】	
(4) 0AB～J 番号の取得要件に係る意見	【意見 4】 IP 電話での 0AB～J 番号の取得要件を緩和すべきである。 ○ 法人、個人を問わず現在利用中の加入電話番号を変更したくないという社会的要望は非常に強いとともに、ブロードバンド環境で現在の加入電話と併用することなく IP 電話を利用したいという消費者の希望も高まっています。 利用者間において最低限の社会的な公平性を維持することと、より多くの方が現在の番号のまま IP 電話を利用できるようにしていただくため、IP 電話サービスでの 0AB～J 番号の現在の取得条件について、緩和に向けた検討を要望いたします。 （意見の理由） 通信事業者が IP 電話で「0AB～J」番号を取得するための 4 つの条件のうち、条件（１）「ユーザー宅まで回線を直接引き込み、その回線を収容する局側装置を所有すること」と 条件（２）「サービス提供の設備が技術的基準を満たし、固定電話並みの通話品質などを確保すること」という 2 つの条件を満足させるために、新たに VoIP 地域 IP 網を構築し、加入者側アクセス回線には 100Mbps の帯域保証型のイーサネット系サービス「メトロイーサ」を使うことで解決したと報道されている。 今回の帯域保証型メトロイーサを利用した加入者側アクセス回線の費用は、中規模以下の企業や SOHO や個人では大きな負担であり、当面、現在の電話番号をそのまま使える IP 電話サービスの提供を受けることが難しいと思われます。 現在、低廉な料金で提供されている B フレッツに代表されるベストエフォート型 FTTH サービスでも、極端な通信速度の低下は起きておらず、収容回線数や常時利用する帯域が大きくないときに限れば、今後とも音声を送信するのに十分な帯域が確保でき、大きな通話品質の劣化につながるとは考えにくい。 利用者間における最低限の社会的な公平性の維持と社会的利便性の喪失を最小限にする視点に立つとともに、より多くの方が現在の番号のまま IP 電話を利用できるようにするべく、低廉な料金で提供されている B フレッツに代表されるベストエフォート型の FTTH サービスを利用した IP 電話サービスについても、一定の条件のもとで 0AB～J 番号を取得可能となるように条件緩和に向けた検討を切望いたします。 【(社)テレコムサービス協会】	【考え方 4】 ご要望については、今回申請のあった活用業務の認可の適否とは、関係のないものである。 なお、本年 9 月 18 日に公表された「平成 14 年度電気通信番号に関する研究会報告書」においても述べられているとおり、電気通信番号は、電気通信役務の種類、内容を識別するために用いられるものであり、0AB～J 番号は固定電話に用いられていることから、IP 電話サービスに 0AB～J 番号を指定する場合においても、固定電話と同等のサービスとして各種要件を充足することが必要である。